

県道浪江鹿島線関連遺跡発掘調査報告2

谷地遺跡

2024年

福島県教育委員会
公益財團法人福島県文化振興財団
福島県土木部

県道浪江鹿島線関連遺跡発掘調査報告 2

や ち
谷 地 遺 跡

序 文

福島県では、東日本大震災及び原子力災害による被災地の復興を支える道路の一つとして、双葉郡浪江町と南相馬市鹿島区を結ぶ県道浪江鹿島線の整備を進めています。これを受け、福島県教育委員会では同事業計画地内について、埋蔵文化財の保存のための協議を行い、現状での保存が困難なものについては、記録保存のための発掘調査を実施してまいりました。

本報告書は、令和5年度に発掘調査を実施した、双葉郡浪江町大字西台字谷地に所在する谷地遺跡についての調査成果をまとめたものです。発掘調査の結果、弥生時代の土器と石器、奈良時代の住居跡等が確認されました。このことから、弥生時代や奈良時代において、西台地区が所在する丘陵一帯は生活の場であったことが明らかになりました。

今回の調査による成果が、県民の皆様の文化財に対する理解を深めるとともに、広く郷土の歴史を学ぶ機会に御活用いただける資料となれば幸いです。

結びに、発掘調査の実施に当たって御理解と御協力を頂いた福島県土木部相双建設事務所、浪江町教育委員会、公益財団法人福島県文化振興財団を始めとする関係機関及び関係各位に対し、深く感謝の意を表します。

令和6年12月

福島県教育委員会

教育長 大沼博文

あいさつ

公益財団法人福島県文化振興財団では、福島県教育委員会から委託を受けて、県内の大规模な開発に先立ち、開発対象地域内に所在する埋蔵文化財の調査を実施しております。今回の浪江町内における県道浪江鹿島線整備事業に関連する遺跡の発掘調査も、こうした事業の一つです。県道浪江鹿島線は、双葉郡浪江町から南相馬市鹿島区を結ぶ路線であり、整備事業が完了した暁には、当該地域の交通渋滞が解消されることが期待されています。

本報告書は、令和5年度に発掘調査を実施した双葉郡浪江町に所在する谷地遺跡の調査成果をまとめたものです。谷地遺跡では、奈良時代の堅穴住居跡を主体とする集落跡が確認されました。また、弥生時代中期の土器や石器が出土しました。本報告書にまとめた成果を、地域文化の理解を広め、郷土の歴史を研究する上での基礎資料として、広く活用していただければ幸いに存じます。

最後に、この調査に御協力いただきました関係諸機関ならびに地域住民の皆様に、深く感謝を申し上げますとともに、当財団の事業の推進につきまして今後とも一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年12月

公益財団法人 福島県文化振興財団
理事長 鈴木淳一

緒 言

- 1 本書は、県道浪江鹿島線整備事業において、令和5年度に実施した浪江町谷地遺跡の発掘調査報告書である。
- 2 本書には、以下に記す遺跡の調査成果を収録した。

谷地遺跡：福島県双葉郡浪江町大字西台字谷地 遺跡番号：5477000154
- 3 本事業は、福島県教育委員会が福島県土木部の委託により実施し、調査・報告にかかる費用は福島県土木部が負担した。
- 4 福島県教育委員会は、発掘調査を公益財団法人福島県文化振興財団に委託して実施した。
- 5 公益財団法人福島県文化振興財団では、遺跡調査部の下記の職員を配置した。

令和5年度

文化財主査 佐 藤 俊

令和6年度

副 主 幹 青山博樹 (職名は当時)

- 6 本書に使用した地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図、ならびに福島県土木部相双建設事務所が作製した工事用地図を複製したものである。
- 7 引用・参考文献は執筆者の敬称を略し、第2章末にまとめて掲載した。
- 8 本書に収録した調査記録及び出土資料は、福島県教育委員会が保管している。
- 9 発掘調査及び報告書の作成に際して、次の機関から協力・助言を頂いた。(順不同)

浪江町西台行政区 浪江町教育委員会

用 例

1 本書における遺構図版の用例は、以下の通りである。

- (1) 方 位 表記がない遺構図は、すべて本書の天を北とした。平面図における座標は、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」によるゆがみを補正した平面直角座標系のIX系の数値を示している。
- (2) 縮 尺 各挿図中にスケールとともに縮小率を示した。
- (3) 標 高 断面図及び地形図における標高は、海拔標高を示す。
- (4) 土 層 基本土層はアルファベット大文字のLとローマ数字、遺構内堆積土はアルファベット小文字のℓと算用数字を組み合わせて表記した。
- (5) ケ バ 遺構内の傾斜部は「↑↑」、相対的に緩傾斜の部分には「↖」、後世の搅乱部や人為的な削土部は「⤒」の記号で表現した。
- (6) 用 例 挿図中の網点は以下を示す。これ以外は同図中に用例を示した。
-  焼土化
- (7) 遺 構 番 号 当該遺構は正式名称、その他の遺構は略号で記載した。
- (8) 土 色 土層注記に使用した土色は、小山正忠・竹原秀雄編著、農林水産省農林水産技術会議事務局他監修『新版標準土色帖』に基づいている。
- (9) 掘 形 遺構内の平面の掘形の線はグレーの線で表現した。

2 本書における遺物図版の用例は、以下の通りである。

- (1) 縮 尺 各挿図中にスケールとともに縮小率を示した。
- (2) 番 号 挿図ごとに通し番号を付した。文中における遺物番号は、例えば図1の1番の遺物を「図1-1」とし、遺物写真図版中では「1-1」と示した。
- (3) 注 記 出土位置・層位を、遺物番号右脇の()内に示した。
- (4) 土 器 断 面 粘土紐の積上げ痕は、一点鎖線を入れて示した。
- (5) 計 測 値 各挿図中に示した。()内の数値は推定値、[]内の数値は遺存値を示す。
- (6) 用 例 挿図中の網点等は以下を示す。これ以外は同図中に用例を示した。



黒色処理

3 本書における文章の記載は、以下の通りである。

竪穴住居跡の方角は、北を軸とし、辺の傾きが45°未満を「南北」、45°以上を「東西」とした。

4 本書で使用した略号は、以下の通りである。

浪 江 町…N E

谷 地 遺 跡…Y T

竪 穴 住 居 跡…S I

溝 跡…S D

土 坑…S K

遺 構 内 の 小 穴…P

單 独 の 小 穴…G P

遺 構 外 堆 積 土…L

遺 構 内 堆 積 土…ℓ

グ リ ッ ド…G

目 次

序 章

第1節 事業の概要と調査に至る経緯	1
第2節 調査経過	1
第3節 遺跡の位置と地理的環境	3
第4節 歴史的環境	5
第5節 調査方法	8

第1章 遺構と遺物

第1節 遺構の概要と基本土層	9
遺跡・遺構の概要(9) 基本土層 (9)	
第2節 壇穴住居跡	11
1号住居跡(11) 2号住居跡(14) 3号住居跡(16) 4号住居跡(17)	
第3節 土坑	20
1号土坑(20) 2号土坑(21)	
第4節 溝跡	22
1号溝跡(22) 2号溝跡(22)	
第5節 小穴群	24
第6節 遺構外出土遺物	25
第2章 総括	27

挿図・表・写真目次

[挿図]

図1	県道浪江鹿島線の位置	1
図2	工事範囲と遺跡の位置	2
図3	遺跡周辺の表層地質図と地形分類図	4
図4	周辺の遺跡位置図	6
図5	遺構配置図と基本土層図	10
図6	1号住居跡	12
図7	1号住居跡出土遺物	13
図8	2号住居跡・出土遺物	15

[表]

表1	周辺の遺跡一覧	7
----	---------	---

[写真]

1	遺跡遠景	31
2	遺跡近景	31
3	遺跡全景ほか	32
4	基本土層	32
5	1号住居跡全景	33
6	1号住居跡細部	33
7	2号住居跡	34
8	3号住居跡	34

図9	3号住居跡・出土遺物	17
図10	4号住居跡	19
図11	4号住居跡出土遺物	20
図12	1・2号土坑	21
図13	1・2号溝跡	23
図14	小穴群	24
図15	遺構外出土遺物	26

9	4号住居跡全景	35
10	4号住居跡細部	35
11	そのほかの遺構	36
12	弥生土器(1)	37
13	弥生土器(2)	37
14	石器	38
15	土師器・須恵器	38

序 章

第1節 事業の概要と調査に至る経緯

県道120号浪江鹿島線は、双葉郡浪江町権現堂字新町を起点とし、南相馬市鹿島区横手字八斗蒔を終点とする総延長28.6kmの道路である(図1)。旧国道6号の一部にあたり、陸前浜街道と称されている。起点となる浪江町では、市街地に通じる箇所の幅員が狭小なため交通混雑の原因となっている。その解消を目的とし、福島県土木部相双建設事務所(以下、相双建設)では、西台工区について道路の拡幅工事の計画を立てている。

福島県教育委員会(以下、県教委)では、西台工区内について令和2年度に分布調査を実施した。その結果、工区内で土師器や須恵器、弥生土器などの散布が確認されたことから、当該範囲について遺跡推定地とした(NE-NK.B1)。令和3・4年度に実施された試掘・確認調査では古墳時代から古代にかけての竪穴住居跡や溝が確認され、土師器や須恵器、弥生土器の台付土器などが出土した(木村ほか2024)。以上の試掘・確認調査の結果を受けて、令和4年4月には6,670m²の範囲が「谷地遺跡」として福島県埋蔵文化財包蔵地台帳に新規登載された。令和5年度には、県道浪江鹿島線西台工区の道路改良工事に伴い、500m²の範囲が発掘調査された(本報告書)。

第2節 調査経過

本節では谷地遺跡の調査経過について時系列順に記述する。

令和4年8月、令和5年2月に相双建設、県教委、公益財団法人福島県文化振興財団(以下、財団)

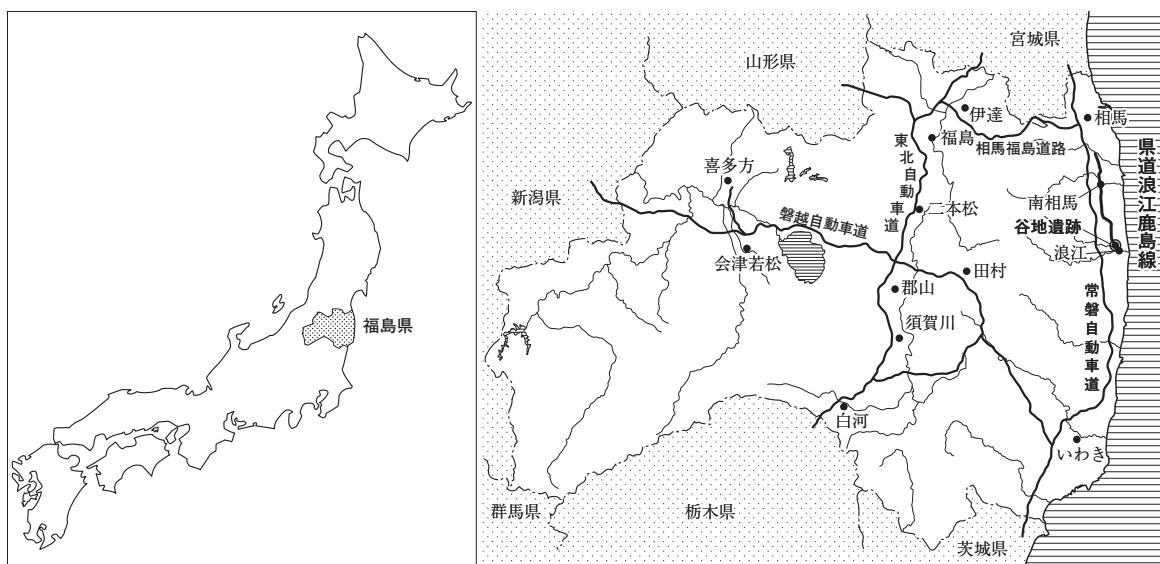


図1 県道浪江鹿島線の位置

の三者による協議が行われ、県道浪江鹿島線道路改良工事のうち西台工区内に位置する谷地遺跡の500m²について保存が必要とされ、記録保存のための本発掘調査が行われることとなった。

財団は県教委との委託契約により、担当調査員1名を配置して、令和5年10月から調査の準備を開始した。

令和5年10月上旬には、行政区長、近隣住民への発掘調査の説明やあいさつを行った。10月中旬より調査連絡所やトイレの設置、水道施設や電気設備の設置を行った。調査区の北側は県道浪江鹿島線に接することから、安全防護柵を設置して土砂の飛散防止に努めた。同時期に重機の搬入を行い、表土除去を開始した。10月下旬からは作業員を導入し、調査区の西端から遺構精査を開始した。調査の進捗により、調査区西端部で住居跡や土坑、溝跡などを確認した。11月には晴天に恵まれ発掘調査も進捗し、住居跡4軒を確認した。これにより、西台の丘陵上に奈良時代の集落跡が存在することが判明した。12月初旬には、小型無人飛行機を用いた空中撮影を行った。12月上旬には調査連絡所や安全防護柵の撤去、重機の搬出作業など撤収に向けた作業を行い、12月中旬には、相双建設、県教委、財団の三者により500m²の発掘調査終了の確認と現地引き渡しを行った。

発掘調査と並行して、出土遺物の水洗い、ネーミング、接合、実測等の資料整理を進めた。

令和6年度は調査員1名を配置し報告書の作成を行い、福島県文化財センター白河館への収蔵に向けた整理作業を併せて実施した。

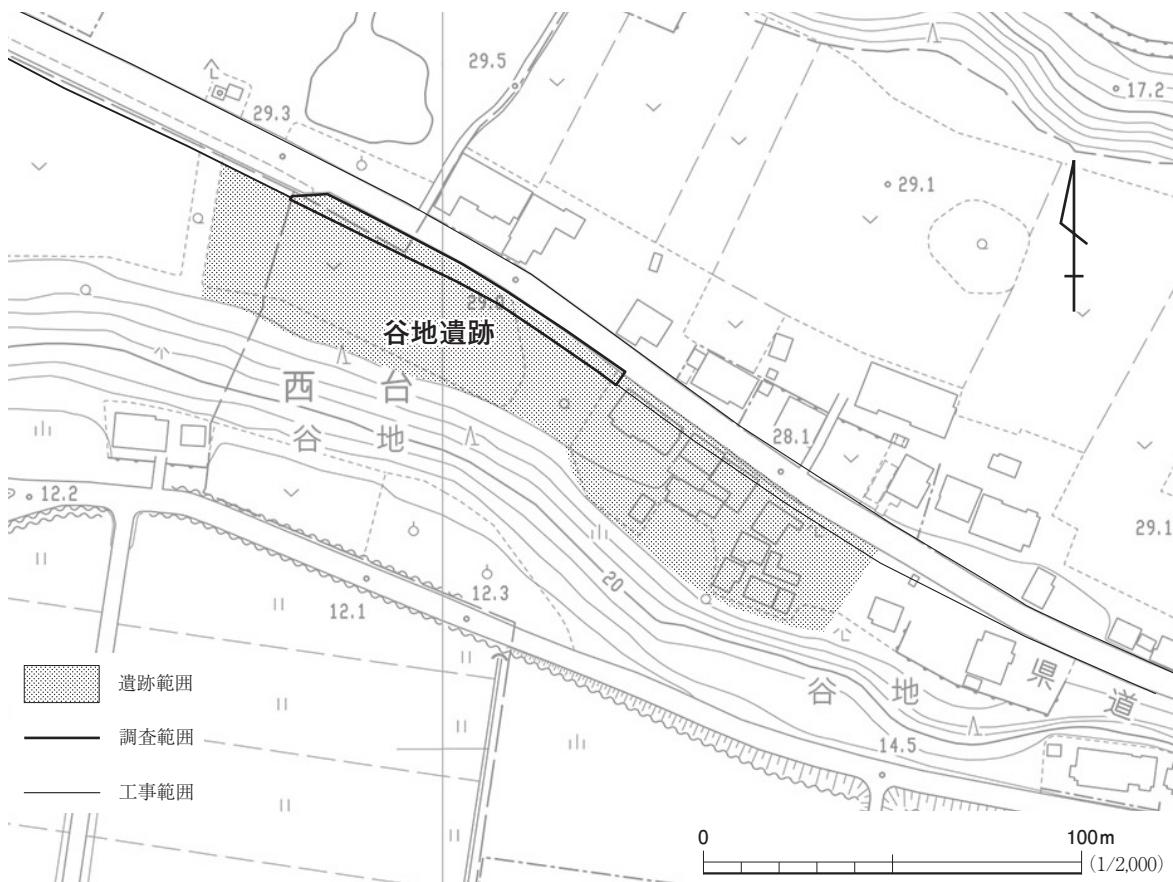


図2 工事範囲と遺跡の位置

第3節 遺跡の位置と地理的環境

本報告書に収録されている谷地遺跡は、福島県双葉郡浪江町大字西台字谷地地内に所在する。本遺跡の中心は北緯 $37^{\circ} 30' 18''$ 、東経 $140^{\circ} 59' 13''$ にあたる。本遺跡はJR常磐線浪江駅から北に約1.3km、海岸線からは約4.4kmに立地している。

福島県は東北地方南部に位置する。総面積は約13,782km²で、全国3番目の県土を有する。本県土は、約8割が山地で占められ、阿武隈高地、奥羽山脈や越後山脈の各山地に隔てられた地形・気候の異なる3地方に区分される。3地方の区分は、日本海側内陸部の会津地方、太平洋側内陸部の中通り地方、太平洋岸沿岸部の浜通り地方である。

本遺跡の所在する浪江町は、浜通り地方の中部に位置している。東側は太平洋に面し、北側は南相馬市と飯館村、西側は川俣町、南側は田村市、双葉町、大熊町、葛尾村と接している。町内には、浜通り地方を南北に結ぶJR常磐線や常磐自動車道、国道6号、県道広野小高線が縦貫している。気候は太平洋の影響を受けた海洋性の温暖な気候で、夏季は比較的涼しく、冬季は降雪が少ない。

浜通り地方の地質は、西側の阿武隈高地周辺は後期白亜紀の花崗岩類を主体とし、石英閃緑岩、花崗岩、珪長岩など多岐にわたる。特に、双葉破碎帯や畠川破碎帯周辺の花崗岩類はマグマの貫入により複雑な様相を呈する。双葉破碎帯の東側から海岸平野部にかけては第三系の堆積岩が広く分布している。

浜通り地方の地形は、双葉破碎帯を境に、西側の阿武隈高地、東側の浜通り低地帯に区分される。双葉破碎帯の西側は阿武隈高地の高嶺が広がる。阿武隈高地の標高は500～700mで隆起準平原に位置付けられ、浜通り低地帯は標高100m以下の丘陵・段丘と平野で構成される。丘陵は、浜通り地方北部から南部へ向けてその範囲を減じている。段丘は高位・中位・低位に3区分され、上位・下位は各2面、中位は4面に細分される。

浪江町の地形は、西から阿武隈高地・河岸段丘地帯・海岸低地の3地形に区分される。西高東低のこの地方に特徴的な地形である。浪江町の西部は、町内最高峰の日山(1,057m)をはじめ、高太石山、足利立添山、大曾根山、湯舟山の「津島五山」に代表される山岳性丘陵で、太平洋岸に向かい緩やかに標高を減じている。浪江町の東部は、阿武隈高地から派生する丘陵や段丘が太平洋岸に向かって細長く伸び、丘陵や段丘は本遺跡の南側を流れる請戸川や高瀬川によって開析されている。浪江町の平野はこれら河川の開析による土砂で形成され、三角州や沖積地が発達している。

本遺跡は阿武隈高地から太平洋に向かって伸びる中位砂礫段丘の頂上部南縁に位置する。段丘の南側は請戸川に侵食された段丘崖が発達している。

福島県作製の表層地質図による分類は「礫・砂・泥」で、土壤図による分類は「馬場統」と呼ばれる表層腐植質黒ボク土である。本遺跡の周辺は旧西台村にあたり、隣接する字名は東側が海土、西側が大坪・大坪下、南側が東三丁目、北側が藤橋である。

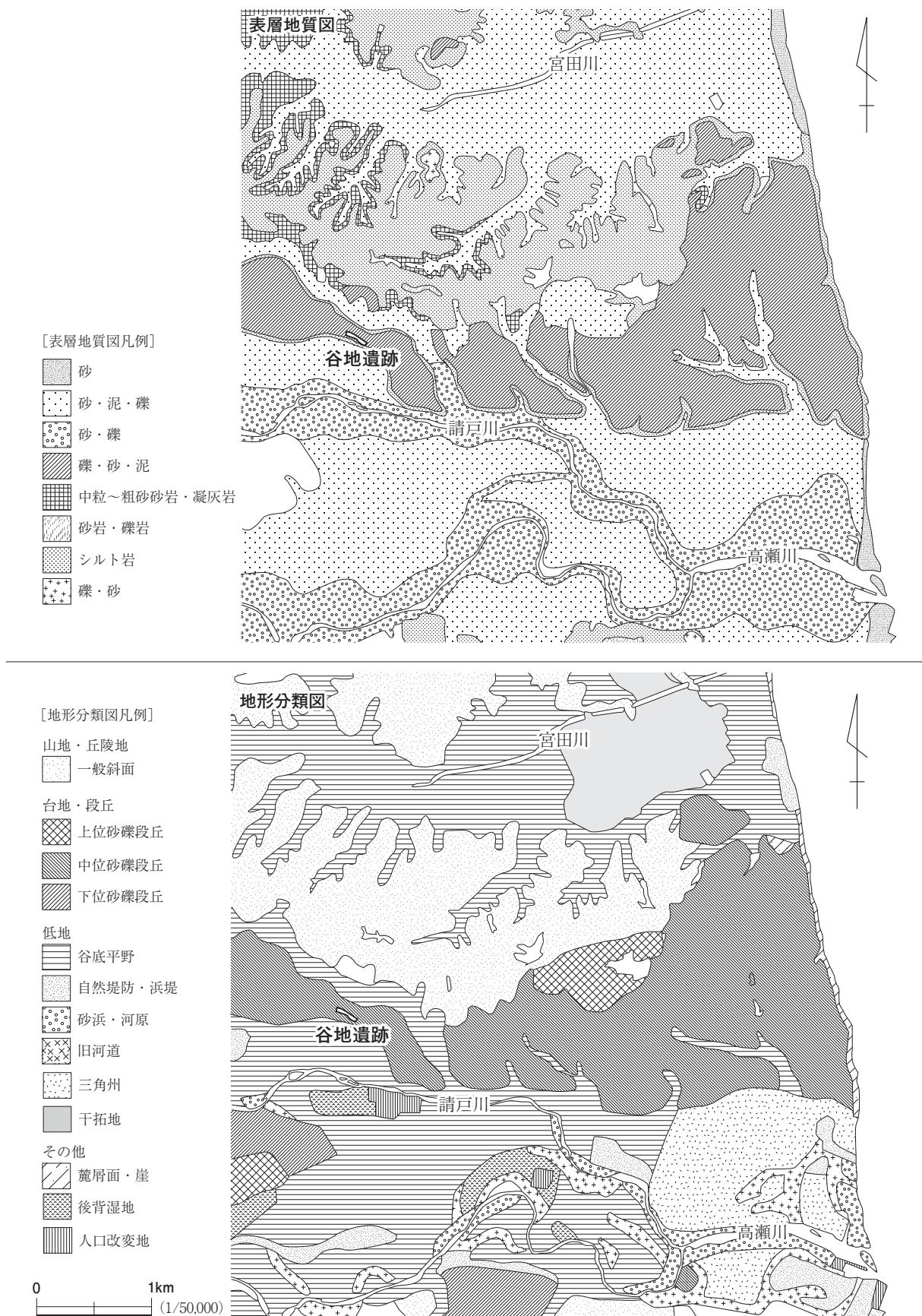


図3 遺跡周辺の表層地質図と地形分類図

第4節 歴史的環境

浪江町の遺跡は、太平洋沿岸の低丘陵部の縁辺や、請戸川や高瀬川流域の河岸段丘上に多く分布している。本節では、近年発掘調査された遺跡を中心に時代順に概観していく。

後期旧石器時代 遺跡数は僅少だが、棚塙丘陵上に立地する複数の遺跡から石器が出土している。鹿屋敷遺跡(39)では、珪質頁岩製の石刃・搔器・彫器が4点出土している。弥平廻遺跡(41)では石器ブロック4箇所が確認され、ナイフ形石器や石刃、石刃石核などが出土している。また、本遺跡と同じ丘陵に立地する立野地区では、ナイフ形石器や搔器・石刃が採集されている(加藤2023)。

縄文時代 遺跡数は、前時代と比較して増加する。遺跡は中位段丘面上に多く分布しており、特に中期から後期にかけての遺跡が多い。植畠貝塚(35)では早期の土器が出土している。前期には縄文海進により海岸線が現在より内陸側に入り込み、沖積地に接した丘陵に貝塚が形成された。国指定史跡浦尻貝塚(2)では、前期後半から晩期の中ころにかけての貝層が確認されている。貝層からは、河川や内湾、沿岸や沖合に生息する魚類や貝類が出土しており、往時における水産資源活用の多様性をうかがわせる。後期から晩期にかけての遺跡である七社宮遺跡からは、埋設土器を伴う土坑や配石遺構等の遺構や遺物が多数検出されている。『日本石器時代遺物發見地名表』によれば、小此木忠七郎により西台で「鹿角製釣針」が発見されたという(東京帝國大学編1928)。

弥生時代 遺跡は少数が確認されており、中期後葉が主体である。鹿屋敷遺跡では、中期後葉とみられる住居跡がみつかっている。上ノ原遺跡(46)や植畠遺跡(35)では、粘板岩製の石庖丁の未成品がみつかっており、当地域で製作が行われていたとみられる。大平山遺跡では磨製尖頭器が出土している。また、双葉町の後廻B遺跡では磨製石剣や石戈が出土しており、当該地域と遠隔地の交流が注目されている。北中谷地遺跡(25)では、桜井式の壺が埋設された遺構が確認されており、土器棺墓とみられる。本屋敷古墳群(22)で確認された住居跡からは、弥生時代終末期の十王台式系土器と北陸系土器が共伴して出土している。

古墳時代 請戸川や高瀬川流域の中・低位段丘面上に多くの古墳が築造される。前期の前方後方墳である1号墳を含む本屋敷古墳群や、前方後円墳の堂ノ森古墳(36)・狐塚古墳群(40)が挙げられる。円墳は、藤橋古墳(19)・安養院古墳群(38)・觀音前古墳群(10)・加倉古墳群(43)・上ノ原古墳群(49)・大平山古墳群(72)・丈六古墳群(67)などがある。上ノ原古墳群4号墳からは直弧文鹿角製刀装具が、加倉古墳群からは金銅製鍔直刀が出土している。終末期には、凝灰岩質丘陵の崖部を掘り込んだ横穴墓群が造られる。横穴墓群は、堂ノ森古墳に隣接する崖面や本屋敷古墳群北西の丘陵に見られ、とりわけ高瀬川右岸には丈六横穴墓群(66)、大平山A・B横穴墓群(70・71)など密集する横穴墓群が認められる。丈六横穴墓群では後背墳丘が確認されており、当該地域に多く認められるとされている。出土遺物では、5号横穴墓の玄室から玉髓製の勾玉が出土している。集落跡は、北中谷地遺跡や鹿屋敷遺跡で確認されている。鹿屋敷遺跡では前～終末期までの住居跡86軒が確認されて

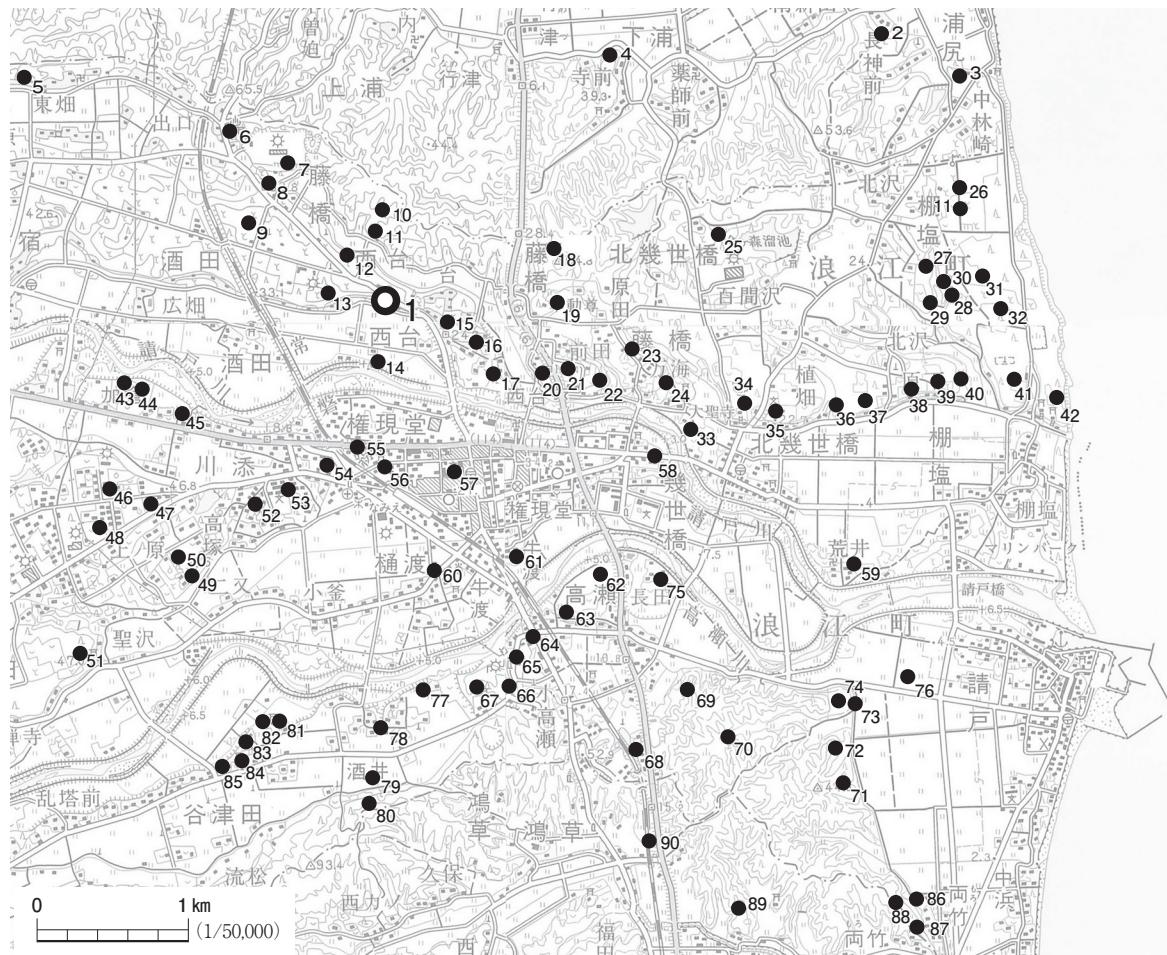


図4 周辺の遺跡位置図

いる。前期では鍛冶関連遺物が出土しており、東北地方における鍛冶導入期の様相を示す可能性がある。

古 代 当該地域は大化の改新以降、令制国が設置され建評された地域であり、陸奥国標葉郡に属していた。『続日本紀』によれば、標葉郡は養老2(718)年～神亀元(724)年頃まで陸奥国から分置され石城国に属していた。標葉郡の郡衙に比定されるのが、郡山五番遺跡である。近傍には付属寺院跡と考えられる堂ノ上遺跡、郡衙に伴う津と考えられる四郎田B遺跡が位置している。集落遺跡としては、鹿屋敷遺跡・植畠遺跡・小迫遺跡などが挙げられる。製鉄関連遺跡は、海浜部にほど近い丘陵上に立地しており、北中谷地遺跡・赤坂D遺跡(29)などが発掘調査されている。赤坂D遺跡では瓦陶兼用の窯が確認されている。出土した瓦は郡衙や郡寺に用いられたとみられ、その供給先の解明が待たれる。

中 世 標葉郡は、国人領主標葉氏の所領となっていたとみられる。標葉氏は大平山城跡(74)・本城館跡(56)・権現堂城跡(17)と居城を変え、明応元(1492)年に相馬氏により滅ぼされる。以後、標葉郡は相馬氏の領地となる。本遺跡と同一丘陵上の東端に立地する権現堂城跡では、丘陵を分断する堀跡が確認されている。植畠遺跡では、中世を下限とする幅約11mの道跡が確認されている。

近世以降 相馬中村藩の所領となる。北原御殿跡(34)は相馬藩主相馬昌胤の隠居所であり、御殿正

表1 周辺の遺跡一覧

No.	遺跡名	時代	種別	No.	遺跡名	時代	種別
1	谷地遺跡	弥生・奈良・平安	集落跡	46	上ノ原遺跡	縄文～平安	散布地
2	浦尻貝塚	縄文	貝塚	47	南大坂遺跡	縄文～平安	散布地
3	北原貝塚	縄文	貝塚	48	北上ノ原遺跡	旧石器	散布地
4	下浦館跡	中世	城館跡	49	上ノ原古墳群	古墳	古墳
5	林崎遺跡	古墳～平安	散布地	50	高塚古墳群	古墳	古墳
6	出口一里塚	近世	塚	51	下原古墳群	古墳	古墳
7	亀下横穴墓群	古墳	古墳	52	南大坂遺跡	縄文～平安	散布地
8	酒田原遺跡	旧石器	散布地	53	南大坂古墳群	古墳	古墳
9	上原遺跡	弥生・奈良・平安	散布地	54	宮ノ内遺跡	平安	散布地
10	觀音前古墳群	古墳	古墳	55	広畠遺跡	平安	散布地
11	觀音前横穴墓群	古墳・奈良	古墳	56	本城館跡	中世	城館跡
12	觀音前遺跡	弥生～平安	散布地	57	南深町条里制遺構	中世	散布地
13	原古墳群	古墳	古墳	58	辻前遺跡	古墳～平安	散布地
14	川原遺跡	古墳～平安・近世	散布地	59	荒井遺跡	古墳～平安	散布地
15	台遺跡	弥生～平安	散布地	60	樋渡館跡	中世	城館跡
16	西台遺跡	弥生～平安	散布地	61	牛渡館跡	中世	城館跡
17	權現堂城跡	中世	城館跡	62	堀ノ内遺跡	古墳～平安	散布地
18	前田塚	中世・近世	塚	63	塚ノ腰遺跡	古墳	散布地
19	藤橋古墳	古墳	古墳	64	清水遺跡	奈良・平安	散布地
20	藤橋館跡	中世	城館跡	65	小山廻遺跡	縄文～奈良	散布地
21	本屋敷遺跡	縄文～平安	散布地	66	丈六横穴墓群	古墳	古墳
22	本屋敷古墳群	弥生・古墳	古墳	67	丈六古墳群	古墳	古墳
23	百間沢遺跡	縄文・古墳～平安	散布地	68	小高瀬廻横穴墓群	古墳	古墳
24	渋井遺跡	奈良・平安	散布地	69	小高瀬廻横穴墓群	古墳	古墳
25	北中谷地遺跡	縄文～平安	集落跡	70	大平山A横穴墓群	古墳	古墳
26	赤坂A遺跡	縄文・奈良・平安	散布地	71	大平山B横穴墓群	古墳	古墳
27	赤坂B遺跡	縄文・奈良・平安	散布地	72	大平山古墳群	古墳	古墳
28	赤坂C遺跡	縄文・奈良・平安	散布地	73	大平山貝塚	縄文	貝塚
29	赤坂D遺跡	縄文～平安	窯跡・製鉄跡	74	大平山城跡	中世	城館跡
30	赤坂E遺跡	縄文・弥生	散布地	75	長田遺跡	平安	散布地
31	植松古墳群	縄文・奈良・平安	古墳	76	鍛冶屋川原遺跡	奈良・平安	散布地
32	植松遺跡	縄文～平安	散布地	77	三反畑遺跡	縄文・奈良・平安	散布地
33	泉田古館跡	中世	城館跡	78	塚ノ前遺跡	縄文～平安	散布地
34	北原御殿跡	近世	城館跡	79	鎧塚古墳	古墳	古墳
35	植畠遺跡・植畠貝塚	縄文・弥生・奈良・平安	貝塚・散布地	80	火明森古墳	古墳	古墳
36	堂ノ森古墳	古墳	古墳	81	東医寺遺跡	縄文	散布地
37	岩穴前横穴墓群	古墳・奈良	古墳	82	酒井館跡	中世	城館跡
38	安養院古墳群	古墳	古墳	83	宮林遺跡	縄文～平安	散布地
39	鹿屋敷遺跡	旧石器～中世	集落跡	84	谷津田館跡	中世	城館跡
40	狐塚古墳群	古墳	古墳	85	宮林古墳	古墳	古墳
41	弥平廻遺跡	旧石器・縄文・奈良・平安	集落跡	86	的場遺跡	弥生・古墳	散布地
42	東原遺跡	縄文・奈良・平安	散布地	87	円通寺跡	近世	社寺跡
43	加倉古墳群	縄文・古墳	古墳・散布地	88	両竹館跡	中世	城館跡
44	下加倉遺跡	縄文	散布地	89	中田館跡	中世	城館跡
45	下加倉古墳群	古墳	古墳	90	鴻草摩崖仏	中世	石造物

門は大聖寺山門として遺存している。元禄年間頃には大堀村・井出村・小野田村で陶器生産が行われ、相馬藩の保護のもとで発展し、大堀相馬焼として現代に継承されている。後田A遺跡や仲禅寺遺跡、中平遺跡では大堀相馬焼の陶器窯跡が確認され、多量の陶器や窯道具が出土している。本遺跡の北側には浜街道が往還していたとされ、寛永7年に植えられた「西台の並木松」が有名だったが、太平洋戦争中の燃料供出や戦後の道路改修工事により消滅した(福島県教育委員会 1985)。本遺跡が所在していた西台村は、明治22年に苅野村となり、昭和31年には現在の浪江町へと変遷する。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による原発事故により、浪江町の全町民が避難を余儀なくされた。平成29年3月31日には帰還困難区域を除き避難指示が解除され、令和5年の3月31日には特定復興再生拠点区域での避難指示が解除された。

第5節 調査方法

調査に際して、調査区内の表土はバックホーを用いて除去した。表土層より下層の堆積土については、原則的に人力で、堆積土の層位ごとに遺物の出土状態に留意しながら基盤層まで掘り下げている。ただし、掘削途上で遺構・遺物が存在しないと判断された土層については、バックホーを用いて掘削した。掘削した排土は、相双建設が委託契約を結んだ業者のダンプカーで搬出した。

遺構の番号は、検出時に遺構種別ごとに通し番号を付した。ただし、精査の途上で別種の遺構もしくは遺構ではないと判断されたものについては欠番とした。

遺構の調査にあたっては、遺構の特性や遺存状態に応じて土層観察用の畦を設け、遺構の埋没過程や遺物の出土状況を確認しながら精査した。遺構外の土層についてはアルファベット大文字Lとローマ数字の組み合わせ、遺構内堆積土層についてはアルファベット小文字lと算用数字の組み合わせで層位を示した。堆積土の観察には『新版標準土色帖』を参考にし、その表記法に従った。

遺跡の測量は、国土座標第IX系の座標と近隣の三角点を基とする標高を有する基準点を遺跡内に設置して行った。遺構・遺物の大まかな位置は、国土座標を用いた10m方眼のグリッドによって示した。グリッドは、調査区北西側のX = 167,660、Y = 101,950に原点を設定し、その名称は原点からY座標軸沿いに東へ向かってアルファベットの大文字、X座標軸沿いに南へ向かって算用数字を順に付け、その組み合わせで表記した。遺構の実測図は、トータルステーションを用いた測量成果を方眼紙に写し、結線して作製した。調査区全体の地形図は縮尺1/200、遺構図は縮尺1/20で作製した。遺構の位置は、国土座標の座標値で示している。

写真は、検出状況、土層断面、遺物出土状況、完掘状況、断ち割りなど調査過程に応じて撮影した。撮影にはA P S - C サイズのデジタルカメラを使用し、RAWデータ、JPEGデータで記録した。

発掘調査で得られた各種記録や出土遺物は、公益財団法人福島県文化振興財団遺跡調査部において整理作業を行った。報告書刊行後は各種台帳類を作成し、閲覧可能な状態で福島県文化財センター白河館(愛称まほろん)に収蔵・保管される。 (佐藤)

第1章 遺構と遺物

第1節 遺構の概要と基本土層

遺跡・遺構の概要

本遺跡は東西方向に長く延びる棚塙丘陵南西部に位置し、丘陵頂部の南側縁付近に立地する。遺跡の南側は請戸川により形成された段丘崖であり、北側は開析谷である。標高は約27～30mを測る。太平洋岸からは、約4.4km内陸に位置する。発掘調査前は畑作地や宅地であり、『奥相志』によれば、本遺跡の所在する西台村の谷地は「田畠」であったとされている（浪江町史編纂委員会1974）。

発掘調査の結果、住居跡3軒で構成される奈良時代の集落跡が確認された。そのほか、奈良時代以前の住居跡1軒、溝跡2条、土坑2基、小穴7基が確認された。

確認された遺構は、調査区の東西端の2箇所に分布している。西端部には1～3号住居跡が重複するほか、1・2号溝跡、1号土坑が近接し、東端部には4号住居跡、2号土坑が認められる。調査区全体は、畑の耕作や、以前の県道浪江鹿島線の道路工事に起因した搅乱により破壊を受けている。このような中、調査区の東西端部は遺存状況が比較的良好であり、特に東端部のI 6グリッド付近では遺構検出面（L III）の直上にL II a・bが堆積していた。搅乱土にはL II a・bやL IIIに由来する土が多く含まれる。

基本土層（図5、写真4）

遺構外堆積土は、以下の4層に区分した。色調及び土質の違いから、L IIについてはa・bに細分した。

L I：褐灰色土を基調とする。L II a・b、L III粒を微量に含む。また、現代のガラス瓶やビニール屑、弥生土器、土師器などを含む。表土層や耕作土とみられる。

L II a：黒色土・褐灰色土を基調とする。L II b粒をごく微量に含む。下部は徐々に褐灰色となる。粘性はなく、しまりはある。

L II b：褐灰色土を基調とする。L III粒を微量に含む。粘性・しまりは弱い。L II aからL IIIにかけての漸移層である。

L III：橙色粘質土を基調とする。粘性はあり、しまりは弱い。下部は徐々に明褐灰色となり、わずかに砂質を帯びる。遺構の検出面である。

L IV：褐灰色の砂・細礫～中礫を基調とする。花崗岩質の砂礫層で、大～巨礫を多量に含む。粘性・しまりはない。段丘の基盤となる砂礫層である。

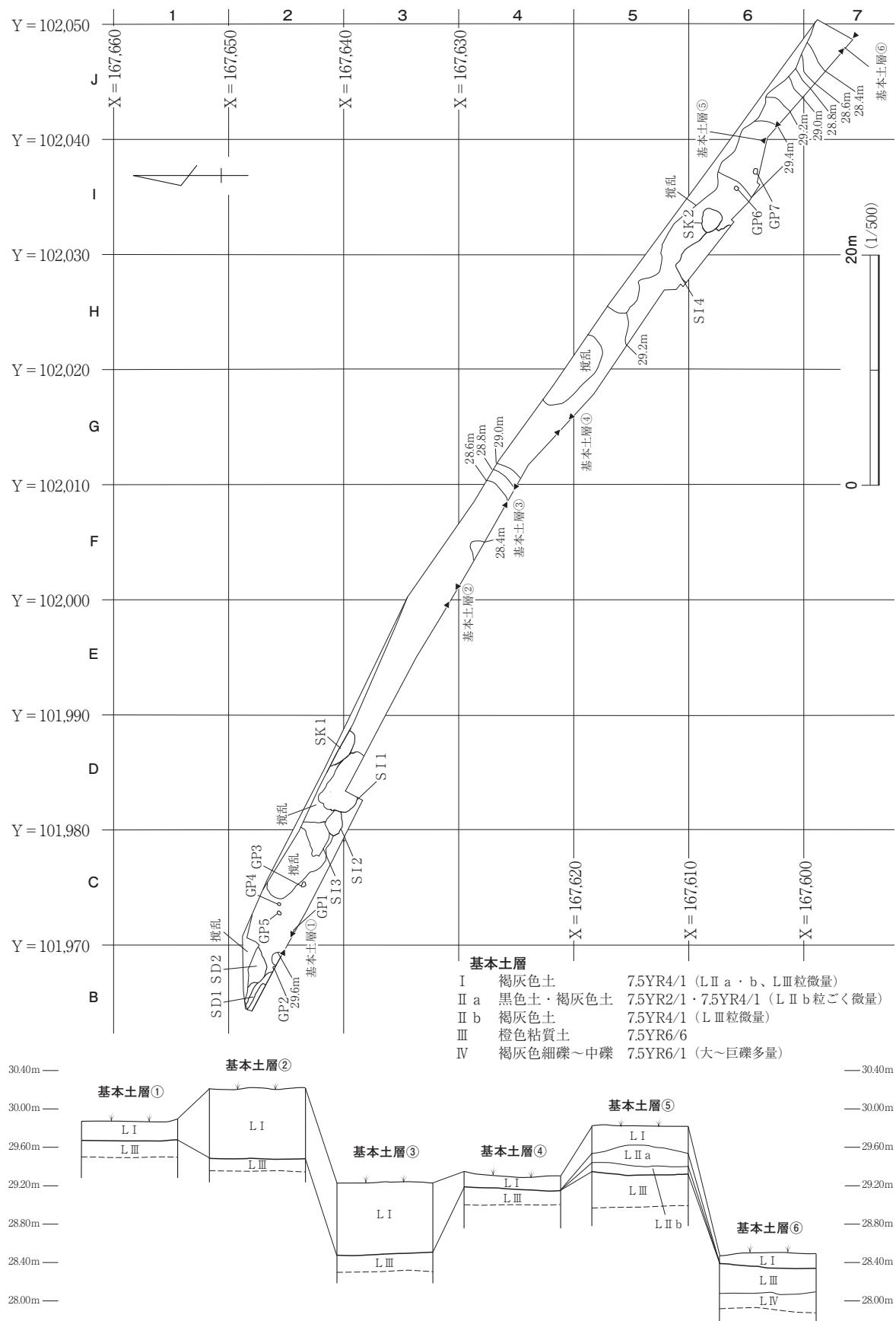


図5 遺構配置図と基本土層図

第2節 積穴住居跡

1号住居跡 S I 1

遺構 (図6、写真3・5・6)

本住居跡は調査区の西部、D2・3グリッドのLⅢ上面で検出された。検出面の標高は29.4mである。複数の遺構と重複関係が認められ、2号住居跡・1号土坑より新しい。北半部は後世の搅乱により削平されており、周壁は遺存していない。

本住居跡は検出作業により、黒色土を基調とした南西隅部が確認できたことから遺構として認識した。検出当初、北半部は本遺構の堆積土と搅乱の混合土を基調とした土に覆われており、堆積土と搅乱土の峻別が困難なことから、A-A'の位置にサブトレンチを設定し土層の精査を行った。その結果、北半部に堆積土が遺存している状況と周壁が確認できたため住居跡と判断した。南東部は調査区外に位置している。

平面形は不明であるが、検出された範囲から方形を基調とした可能性がある。規模は、いずれも遺存値で、北西-南東方向が538cm、北東-南西方向が305cm、検出面から床面までの深さは最大で73cmを測る。南西隅部の周壁は、垂直に立ち上がる。

住居内堆積土は9層に分けられた。 ℓ 1～7は黒色土や褐灰色土を基調とし、LⅢに由来する土や、楕円礫などが含まれていた。性状を同じくする土が堆積することから、床面から検出面まで、人為的に埋められたものと判断している。周壁際に堆積した ℓ 2・5・7はLⅢとの混合土を基調としており、周堤や周壁の土が含まれるとみられる。 ℓ 1～7はしまりが極めて弱い。 ℓ 8・9はLⅢに由来する土である。 ℓ 8は黒色土や褐灰色土の混合土で、薄い帯状で水平に堆積する。土のしまりが強いことや堆積の状況から、貼床と判断した。 ℓ 9は橙色土と黒色土の互層が水平に堆積し、微量の褐灰色土塊を含む。掘形を埋めた土と判断した。

床面はほぼ平坦に構築されており、貼床はカマド袖の下を除き全体に認められた。カマドの前面から床面の中央部にかけて、特に強いしまりが認められる。掘形底面の中央部には不整形の土坑状の掘り込みが認められる。床面から掘形底面までの深さは、最大35cmを測る。

住居跡の ℓ 8・9からは拳大の楕円礫や角礫が20個程度出土した。石質はいずれもLⅣに含まれる花崗岩である。掘形を埋める際に意図的に混入させた可能性がある。

本住居跡に付属する施設として、西壁からカマド1基を確認した。カマドの煙道と右袖は、後世の搅乱により遺存していない。燃焼部は ℓ 9の上面を底面としており、西壁に向かって緩やかな下り傾斜となる。袖は左袖のみが遺存し、LⅢを掘り残すように構築される。規模は、壁からの長さ108cm、遺存高は16cmを測る。カマドの堆積土は2層に分けられた。 ℓ 1は炭化物粒を微量に含む黒色土で、住居跡の堆積土と近似する。 ℓ 2は黒褐色土粒や焼土粒・炭化物粒を微量に含む、にぶい赤褐色土である。燃焼部に認められる土であることから、カマドの崩落土が堆積したものと判断

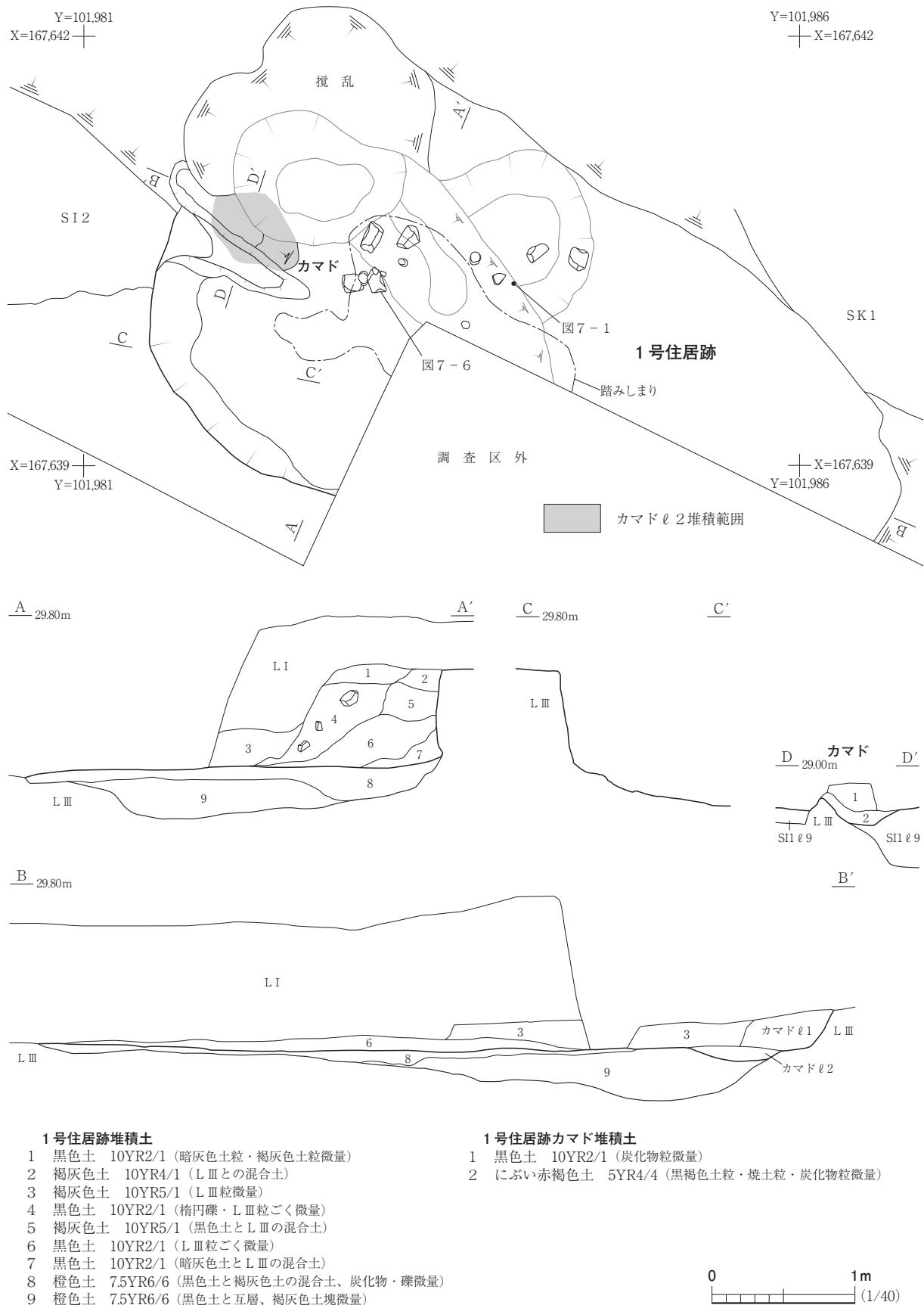


図6 1号住居跡

した。

遺 物 (図7、写真12・14・15)

本住居跡からは、土師器17点、須恵器3点、弥生土器19点、石器3点が出土している。このうち、土師器1点、須恵器1点、弥生土器3点、石器3点を図示した。

床面からは図7-1の土師器の杯が破片の状態で出土している。ℓ8からは、花崗岩の礫に混じつて図7-6の打製の石鋤が出土している。

図7-1は土師器の杯である。厚手の平底で、口縁部に向けて外傾しながら立ち上がる。内外面にはヨコナデ、体部から底部にかけての外面にはヘラナデやユビオサエが施されている。内外面に黒色処理が認められる。

図7-2は須恵器の甕である。肩部付近の破片で、外面には平行タタキメ、内面には同心円文の当て具痕が認められる。色調は灰白色で、焼成は不良である。

図7-3～5は弥生土器である。3は鉢の口縁部である。1本引きの沈線で区画し、その内側に磨消し縄文が施されている。4は壺の頸部で、2本同時施文具により肋骨文が施されている。内面は剥落が著しい。5は甕の頸部付近とみられ、地文の上から束線具により縦位の沈線文が施されている。

図7-6～8は石器である。6は打製の石鋤である。側縁には剥離による抉りが認められる。刃

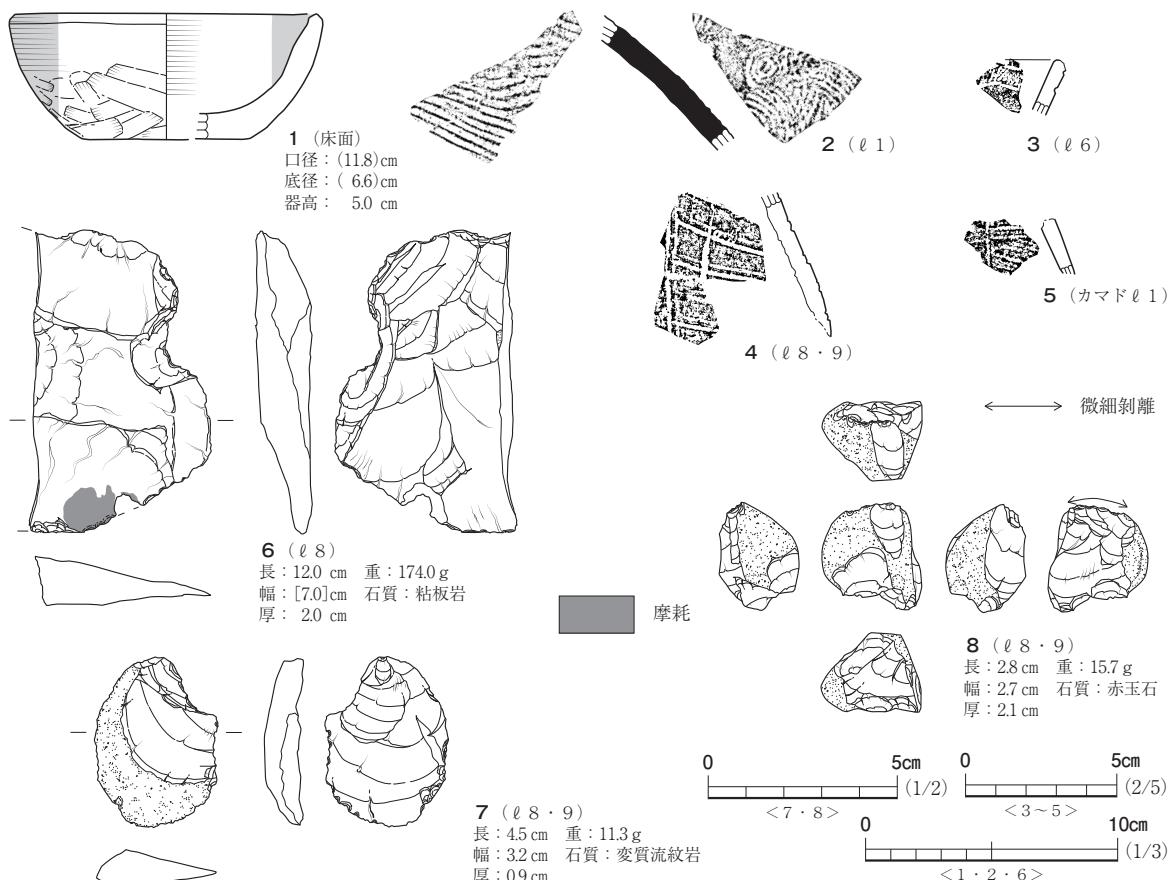


図7 1号住居跡出土遺物

部には微細な剥離が連続して認められ、使用による刃こぼれとみられる。刃部付近の一部には摩耗が認められる。7は剥片である。腹面の下端周縁に微細な剥離が認められることから、搔器として使用した可能性がある。8は石核である。上と下の2方向から対になる剥離が認められるような技法により剥片を採取したものとみられる。上端部は連続した打撃により、微細剥離やつぶれが観察される。

まとめ

本住居跡は、調査区西部に位置し、重複する3軒の住居跡の中で最も新しい。平面形は方形を基調としていたと推測され、規模は遺存値で538cmである。堆積状況から、人為的に埋めた状況がうかがえた。カマドは西壁に構築される。

本住居跡の所属時期は、床面から出土した土師器杯(図7-1)の特徴から、奈良時代、8世紀と考えられる。

2号住居跡 S I 2

遺構(図8、写真3・7)

本住居跡は調査区の西部、C・D 2グリッドのL III上面で検出された。検出面の標高は29.4mである。複数の遺構と重複関係が認められ、3号住居跡より新しく、1号住居跡より古い。南西隅部のみ遺存しており、それ以外は1号住居跡の掘り込みや後世の搅乱により破壊されている。

本住居跡は検出作業により、橙色土や黒色土を基調とした範囲が確認できることから遺構として認識した。掘り下げを行ったところ、垂直に立ち上がる周壁、貼床、貯蔵穴とみられるピットが確認されたことから、住居跡と判断した。

本住居跡の平面形は、遺存状況が悪く不明である。規模は、いずれも遺存値で、東-西方向が226cm、北-南方向が154cm、検出面から床面までの深さは最大で46cmを測る。周壁は、垂直あるいは急な角度で立ち上がる。

住居内堆積土は6層に分けられた。 ℓ 1・5はL IIIに由来する橙色土と黒色土の混合土で、周壁の際に堆積している。堆積状況や土質から、壁面が崩落した土を含むとみられる。 ℓ 2~4は、L II aに由来する黒色土・黒褐色土を基調とする。レンズ状に堆積しており、混入物が非常に少ないと自然堆積の可能性がある。 ℓ 1~5は、しまりが極めて弱い。 ℓ 6はL IIIに由来する橙色粘質土で、黒色土との混合土である。粘性があることや土のしまりが強いこと、堆積の状況から、貼床と判断した。

床面はほぼ平坦に構築されており、貼床は全体に認められた。床面から掘形底面までの深さは、最大22cmを測る。

本住居跡に付属する施設として、周壁際の床面からピット1基(P 1)を確認した。平面形は不整な橢円形で、規模は長径104cm、深さ33cmである。周壁は緩やかに立ち上がり、底面は概ね平坦である。堆積土は、L IIIに由来するにぶい橙色土と黒色土の混合土で単層であることから、人為的

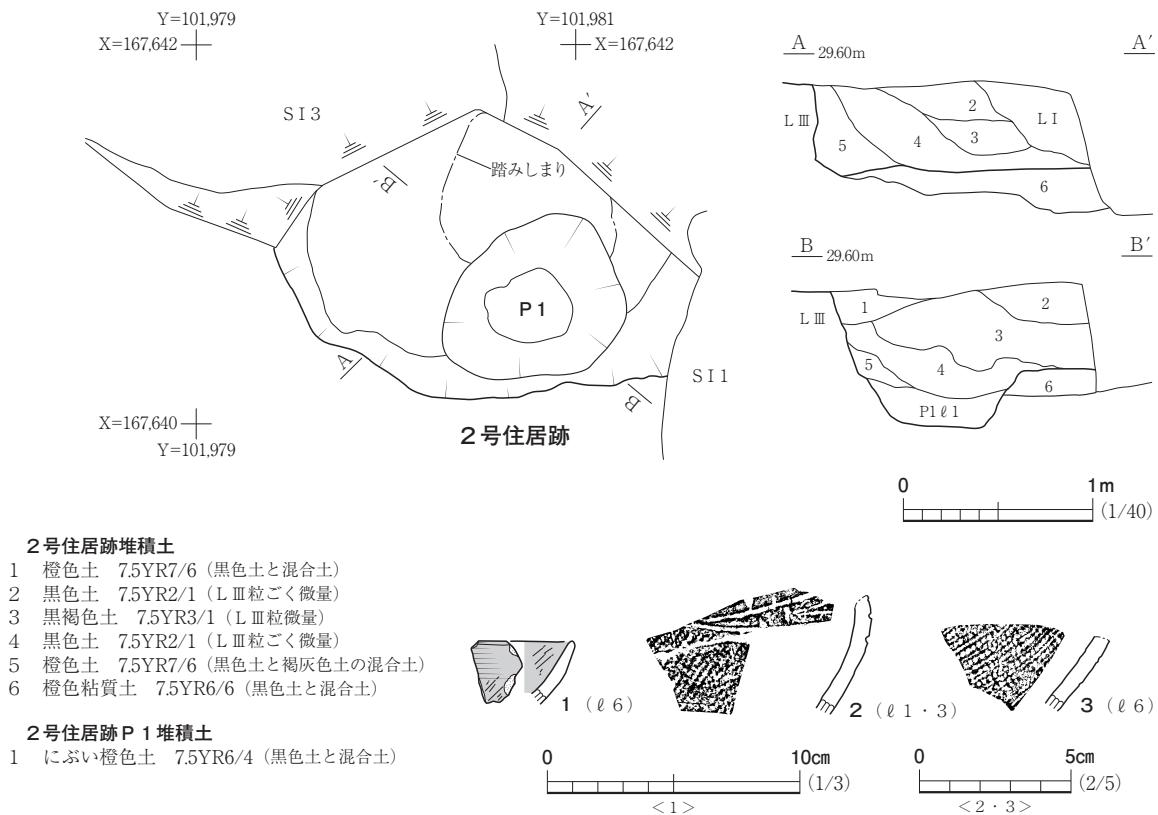


図8 2号住居跡・出土遺物

に埋められたものとみられる。規模や位置から貯蔵穴と判断した。

遺物 (図8、写真12・15)

本住居跡からは、土師器9点、須恵器1点、弥生土器15点が出土している。このうち、土師器1点、弥生土器2点を図示した。

図8-1は土師器の杯である。口縁部付近の破片で、内外面に黒色処理とヘラミガキが施されている。外面にはヨコナデが施されている。

図8-2・3は弥生土器である。2は壺の体部の最大径付近である。最大径より下には地文があり、上にはヘラ状の工具による1本引きの沈線により重山形文が施されている。3は壺あるいは甕の体部下半とみられ、附加条の縄文が認められる。

まとめ

本住居跡は、調査区西部に位置し、重複する3軒の住居跡の中で1号住居跡より古く、3号住居跡より新しい。平面形は遺存状況が悪く不明で、規模は遺存値で最大226cmである。堆積状況から、自然に埋まった可能性がある。床面には貼床が施され、踏みしまりが認められた。貯蔵穴とみられるP 1が周壁際に掘り込まれている。

本住居跡の所属時期は、1号住居跡より古いことや、床面から出土した土師器杯(図8-1)の特徴から、概ね奈良時代、8世紀と考えられる。

3号住居跡 S I 3

遺構 (図9、写真3・8)

本住居跡は調査区の西部、C・D 2グリッドのL III上面で検出された。検出面の標高は29.1mである。2号住居跡と重複し、本住居跡が古い。南東隅部のみ遺存しており、それ以外は2号住居跡の掘り込みや後世の搅乱により破壊されている。

本住居跡は2号住居跡の貼床を掘り下げた際、別遺構の掘り込みを確認したことから、その周辺で検出作業を行った結果、遺構として認識した。掘り下げを行ったところ、急な角度で立ち上がる周壁や貼床が確認できたことから、住居跡と判断した。北部は調査区外に位置している。

本住居跡の平面形は、遺存状況が悪く不明である。規模は、いずれも遺存値で北西-南東方向が317cm、北東-南西方向が287cm、検出面から床面までの深さは最大で26cmを測る。周壁は、遺存状況の比較的良好な南西壁では急な角度で立ち上がる。

住居内堆積土は5層に分けられた。 ℓ 1～3はL II aに由来する黒色土・黒褐色土を基調とし、L III塊や黒色土塊を微量に含む。性状を同じくする土により、床面から住居跡の遺存する上端付近まで人為的に埋めたものと判断している。 ℓ 4は、L IIIに由来するにぶい橙色土と黒褐色土との混合土である。周壁の際に堆積している。堆積状況や土質から、壁面が崩落した土とみられる。 ℓ 5はにぶい褐色土で、黒色土・褐灰色土・L IIIとの混合土である。しまりがあることや堆積の状況から、貼床と判断した。

床面はほぼ平坦に構築されており、貼床は全体に認められた。床面から掘形底面までの深さは、最大15cmを測る。本住居跡に付属する施設は認められない。

遺物 (図9、写真12)

本住居跡からは、土師器20点、弥生土器57点、石器1点が出土している。このうち、土師器1点、弥生土器7点を図示した。

図9-1は土師器の甕である。底部のみ遺存しており、外面には連続したユビオサエ、内面にはユビナデが施されている。底部の外面には木葉痕が認められる。

図9-2～8は弥生土器である。2は鉢の口縁部である。1本引きの沈線で重三角形文を描き、縄文が充填されている。3～6は、壺の体部上半から頸部にかけてとみられる。3は1本引きの沈線で渦文を描き、磨消し縄文が施されている。4は重山形文、5は重菱形文、6は波状文が2本同時施文具で施されている。4・5には、赤彩の痕跡が認められる。7は甕の口縁部で、地文が施されており、一部はユビナデにより調整される。口縁端部には、キザミが認められる。8は壺あるいは甕の体部下半で、地文は附加条である。

まとめ

本住居跡は、調査区西部に位置し、重複する3軒の住居跡の中で最も古い。平面形は遺存状況が悪く不明で、規模は遺存値で最大317cmである。

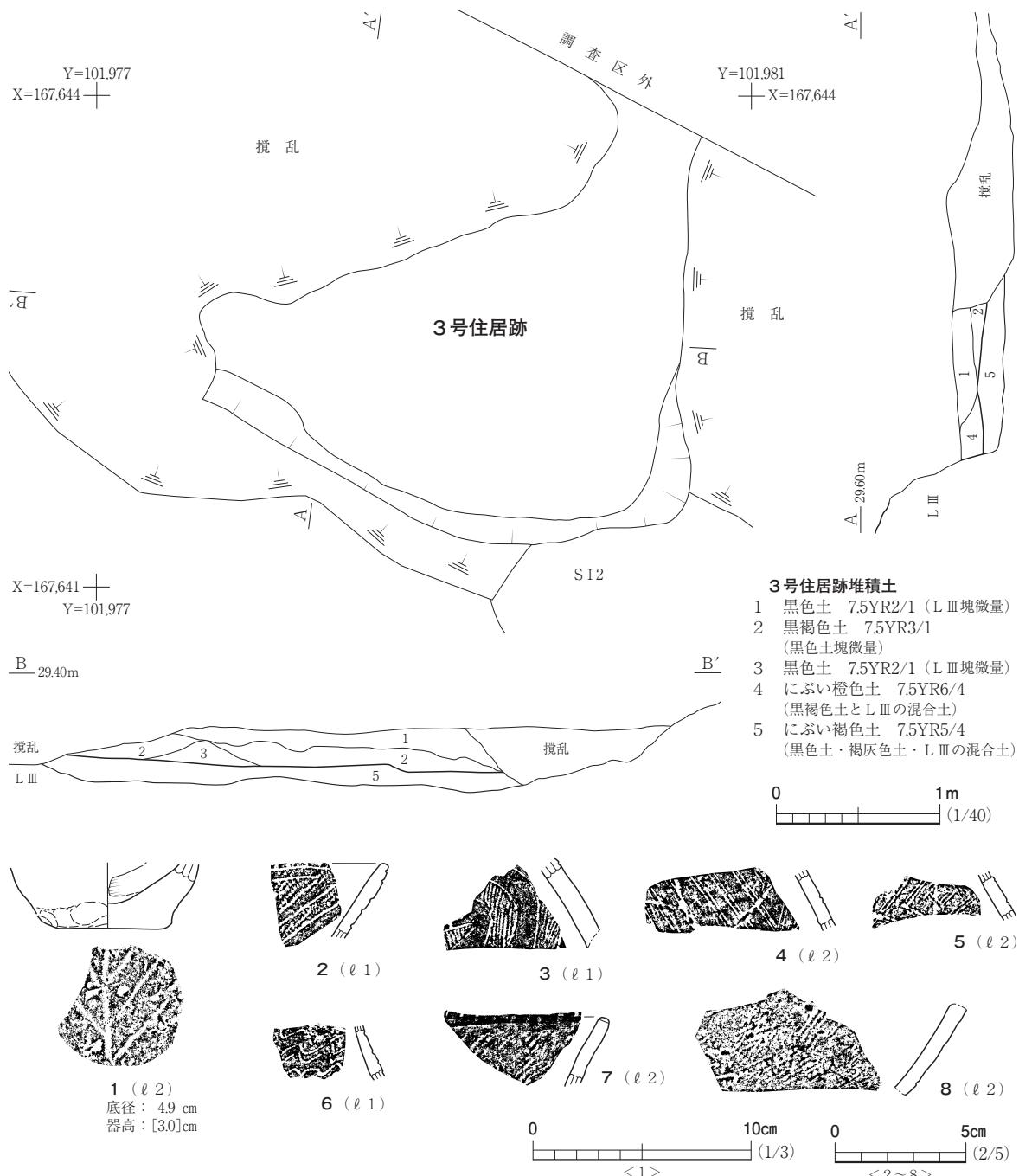


図9 3号住居跡・出土遺物

本住居跡の所属時期は、1・2号住居跡より古いことや、土師器の甕(図9-1)が出土していることから、概ね奈良時代以前と考えられる。

4号住居跡 S I 4

遺構(図10、写真9・10)

本住居跡は、調査区の東部、H・I 5・6グリッドのL III上面で検出された。検出面の標高は29.4mである。2号土坑と重複し、本住居跡が古い。南東側にはG P 6・7が位置している。

本住居跡は検出作業を行った結果、方形と推測される黒色土の範囲として認識した。南西半部は調査区外に位置している。

本住居跡の平面形は方形を基調とするとみられ、南東部が溝状に張り出す。規模は、北西－南東方向が499cm、北東－南西方向が遺存値で182cm、検出面から床面までの深さは最大で53cmを測る。周壁は、北西壁は垂直に、それ以外では緩やかな角度で立ち上がる。

住居内堆積土は、9層に分けられた。 ℓ 1は、黒色土を基調とする。褐灰色土粒や炭化物粒をごく微量含んでいる。北西壁際では、L III粒・褐色土粒を多量に含む ℓ 1'、焼土粒や炭化物粒を微量に含む ℓ 1"が部分的に堆積している。 ℓ 2・3は褐灰色土で、L III粒を含む。 ℓ 3はしまりがあり、薄く斑状に堆積していることから部分的に施された貼床の可能性がある。 ℓ 4は褐灰色土とL IIIの混合土を基調とし、 ℓ 2と性状が近似する。 ℓ 5は黒褐色土で、硬質な粘土塊を多量に含む。 ℓ 6はにぶい褐色土で、L III粒を多量に含む。 ℓ 4～6は溝状の張り出しを人為的に埋めた土と判断している。 ℓ 7は褐灰色土で、L III粒や黒褐色土粒を微量に含む。貼床と判断される。

床面はほぼ平坦に構築されている。掘形は北西壁の際に幅広の溝状に認められ、規模は幅が最大141cm、深さは最大16cmを測る。

本住居跡に付属する施設として、南東側で溝状の張り出しが確認できた。規模は長さが106cm、幅は遺存値で54cm、深さは38cmである。当初はカマドの可能性も考慮したが、燃焼部の焼土面が認められず、堆積土には炭化物や焼土が含まれていないことから、その可能性は低いとみられる。調査区内で確認できた範囲も僅少であり、用途は不明である。

遺物（図11、写真12・14・15）

本住居跡からは、土師器217点、須恵器2点、弥生土器45点、石器6点が出土している。このうち、土師器4点、須恵器1点、弥生土器4点、石器3点を図示した。

図11-1～4は土師器で、1～3は杯、4は甕である。1～3の口縁部外面にはヨコナデが、内面にはヘラミガキの後に黒色処理が施されている。1の外面にはユビナデが施され、2・3は外面に明瞭な段を持つ。4は平底で、外面にはヘラケズリ、内面にはヘラナデが施されている。

図11-5は須恵器の甕である。外面には平行タタキメの後、カキメが施される。内面には無文の當て具痕が認められる。

図11-6～9は弥生土器である。6は鉢の口縁部である。1本引きの沈線で平行に区画し、口縁部に磨消し縄文が施されている。7は壺の体部で、2本同時施文具により、重山形文が施されている。横位の沈線の下部には地文が施されている。8は甕である。頸部から体上部とみられ、地文は単節である。9は壺あるいは甕の底部で、地文は附加条である。

図11-10～12は石器である。10は扁平で、背面の上端に礫面が認められる。周縁に連続した剥離が施されている。11・12は背面に礫面を残す。11は腹面の上側縁に細かい連続した剥離が認められる。12は、上端からの1度の打撃により原石から剥離している。背面の中央には、橢円形の敲打痕が認められる。

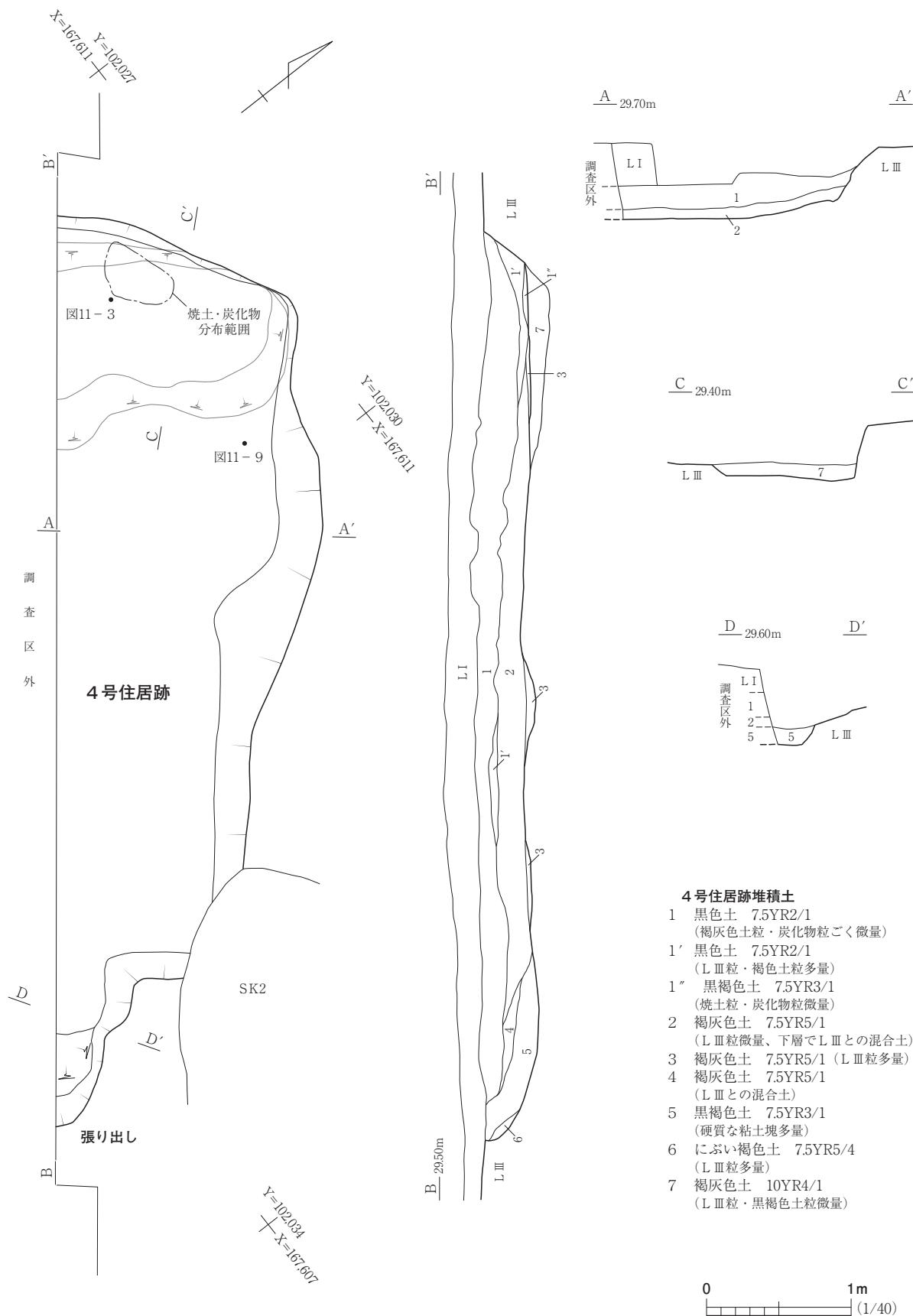


図10 4号住居跡

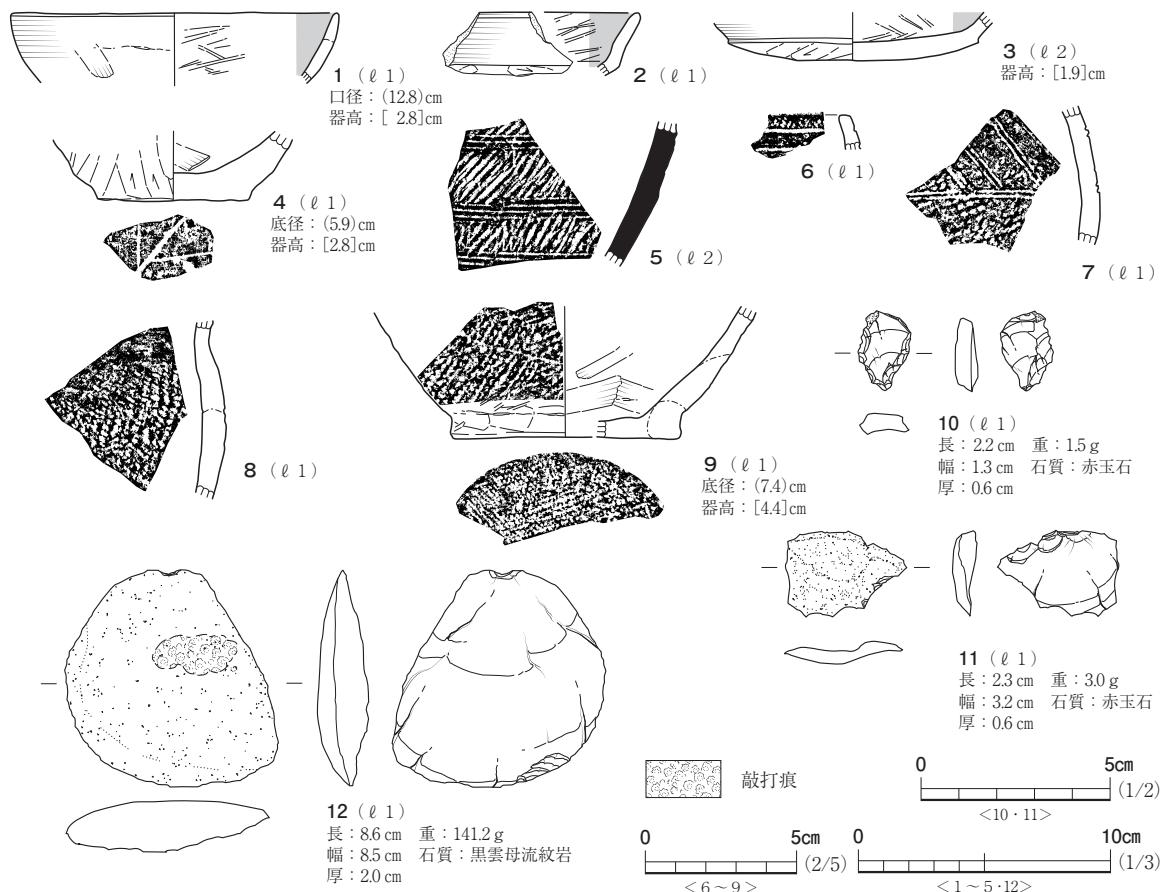


図11 4号住居跡出土遺物

まとめ

本住居跡は、調査区東部に位置し、平面形は方形を基調としていたと推測され、規模は東壁で499cmである。北壁際に、幅広の溝状の掘形が認められた。南東側には溝状の張り出しが認められるが、用途は不明である。

本住居跡の所属時期は、床面から出土した土師器杯(図11-1)の特徴から、奈良時代、8世紀と考えられる。

第3節 土坑

1号土坑 SK1 (図12、写真11)

本土坑は調査区の西部、D2・3グリッドのLⅢ上面で検出された。検出面の標高は28.6mである。1号住居跡と重複し、本土坑が古い。西側には1~3号住居跡が隣接して位置している。本土坑の北東部は、調査区外に位置する。本土坑は1号住居跡の精査の際、LⅠを掘り下げたところ、橢円形の範囲として確認した。

本土坑の平面形は、橢円形と推測される。規模は、長径が遺存値で350cm、短径が遺存値で103cm、検出面からの深さは最大32cmである。周壁はいずれも緩やかな角度で立ち上がり、北西隅

部の上端付近には段がみられる。底面はわずかに凹凸がみられる。

土坑内堆積土は2層に分けられた。 ℓ 1は黒褐色土で、褐灰色土小塊を部分的に含む。L II aを基調とした自然堆積土と判断した。 ℓ 2は橙色土で、黒褐色土粒を微量に含む。L IIIに由来する土を用いて埋めたと判断した。本土坑から遺物は出土していない。

本土坑は、平面形が橢円形で、上部は自然堆積とみられる。所属時期は出土遺物がなく判然としないが、1号住居跡より古いことから、奈良時代以前と推測される。

2号土坑 SK 2 (図12、写真11)

本土坑は調査区の東部、I 6 グリッドのL III上面で検出された。検出面の標高は29.1～29.3mである。4号住居跡と重複し、本土坑が新しい。南東側にはGP 6・7が近接して位置している。本土坑は、4号住居跡の検出作業時に東部が不整形に張り出すことから、遺構の重複を想定し5cm程度掘り下げを行い、再度精査したところ橢円形の範囲として確認した。

本土坑の平面形は、橢円形を基調としている。規模は、長径203cm、短径178cm、検出面からの

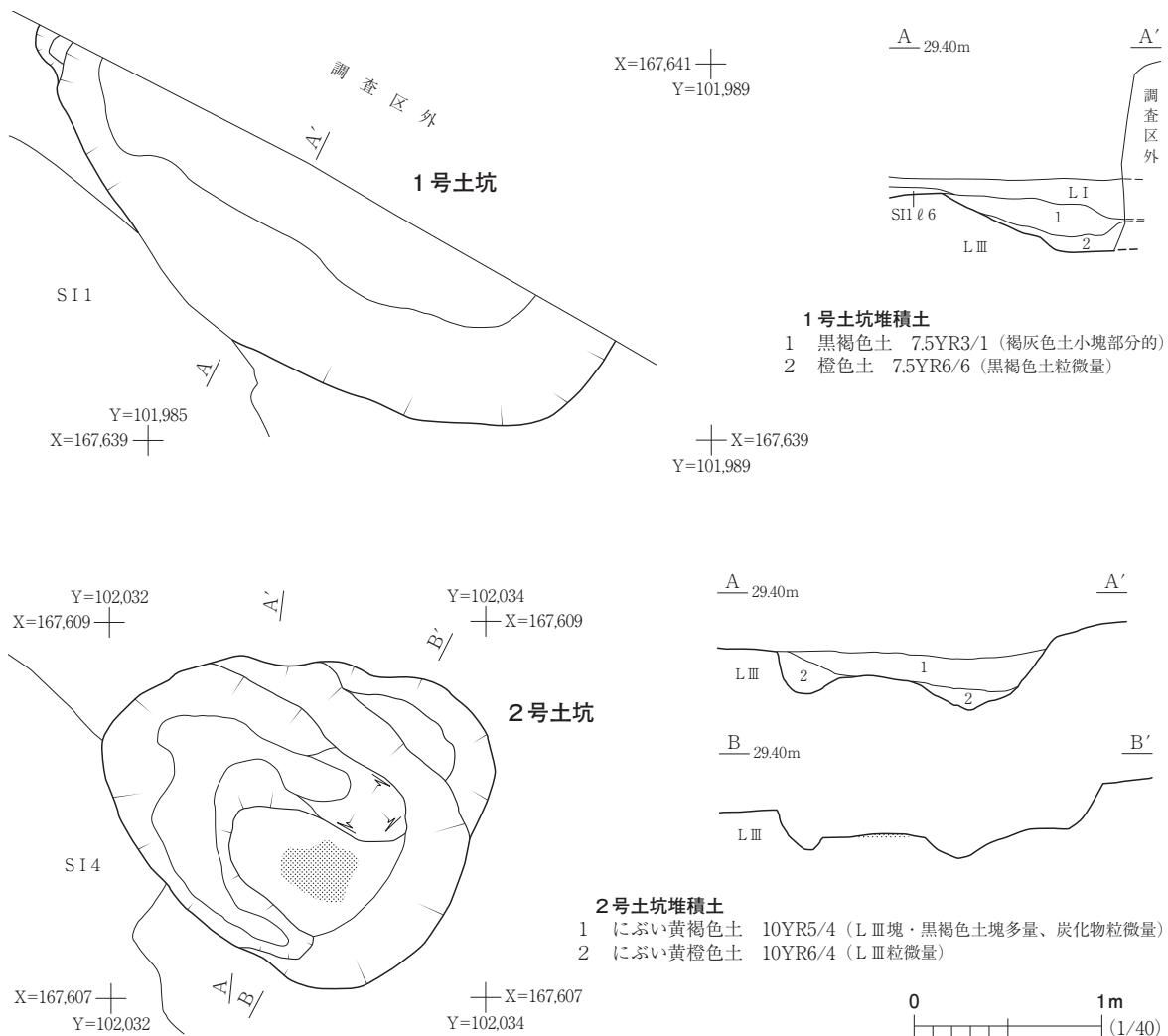


図12 1・2号土坑

深さは最大39cmである。

周壁は、北東側はやや緩やかに、それ以外は急な角度で立ち上がる。底面の北西半部には、馬蹄形の浅い溝状の掘り込みが認められた。幅は16～81cmで、底面からの深さは最大で12cmである。底面の中央から南東寄りには、焼土範囲が1箇所認められた。平面形は不整な橢円形で、規模は長径38cm、短径31cm、厚さは最大3cmである。焼土範囲は橙色を基調とし、周縁は暗赤灰色である。中央には、わずかに炭化物が残存していた。

土坑内堆積土は2層に分けられた。 ℓ 1はにぶい黄褐色土で、L III塊や黒褐色土塊を多量に含む。底面付近では炭化物粒を微量に含む。 ℓ 2はにぶい黄橙色土で、L III粒を微量に含む。いずれもL II bやL IIIに由来する土を用いて埋めたものと判断した。本土坑から遺物は出土していない。

本土坑は、平面形が橢円形で、底面には馬蹄形の浅い掘り込みと焼土範囲が認められる。性格は不明である。所属時期は出土遺物がなく判然としないが、4号住居跡より新しいことから奈良時代、8世紀以降と推測される。

第4節 溝跡

1号溝跡 S D 1 (図13、写真11)

本溝跡は調査区の西端部、B 2グリッドのL III上面で検出された。検出面の標高は29.2～29.6mである。2号溝跡と重複し、本溝跡が新しい。南東側には、GP 1～5の小穴群が分布している。本溝跡の北西部と南部は、調査区外に延びている。本溝跡は、試掘・確認調査の1号トレンチで把握されていた遺構である。

本溝跡の平面形は「L」字形を基調とする。概ね北西～南東方向に延び、東端部で直角に屈曲して北東～南西方向に延びる。規模は、長さ388cm、幅28～125cm、深さ最大48cmを測る。壁はいずれも急な角度で立ち上がる。底面は北西端部に向けて緩やかな下り傾斜となる。

遺構内堆積土は3層に分けられた。 ℓ 1は褐灰色土で、L III粒をごく微量に含む。 ℓ 2は灰黄褐色土で、L III粒や炭化物粒を微量に含む。 ℓ 3は黒褐色土で、L III塊を多量に含む。壁面の崩落土と判断した。

本溝跡からは土師器4点が出土しているが、いずれも小片のため図示していない。

本溝跡は、平面形が「L」字形を基調とする。その性格は不明である。所属時期は、出土遺物に土師器が認められることから、概ね古代以降と判断した。

2号溝跡 S D 2 (図13、写真11)

本溝跡は調査区の西端部、B 2グリッドのL III上面で検出された。検出面の標高は29.3～29.6mである。南西端部で1号溝跡と重複し、本溝跡が古い。南東側には、GP 1～5の小穴群が分布している。本溝跡の北部は、後世の搅乱により遺存していない。本溝跡は当初、L III上面において搅

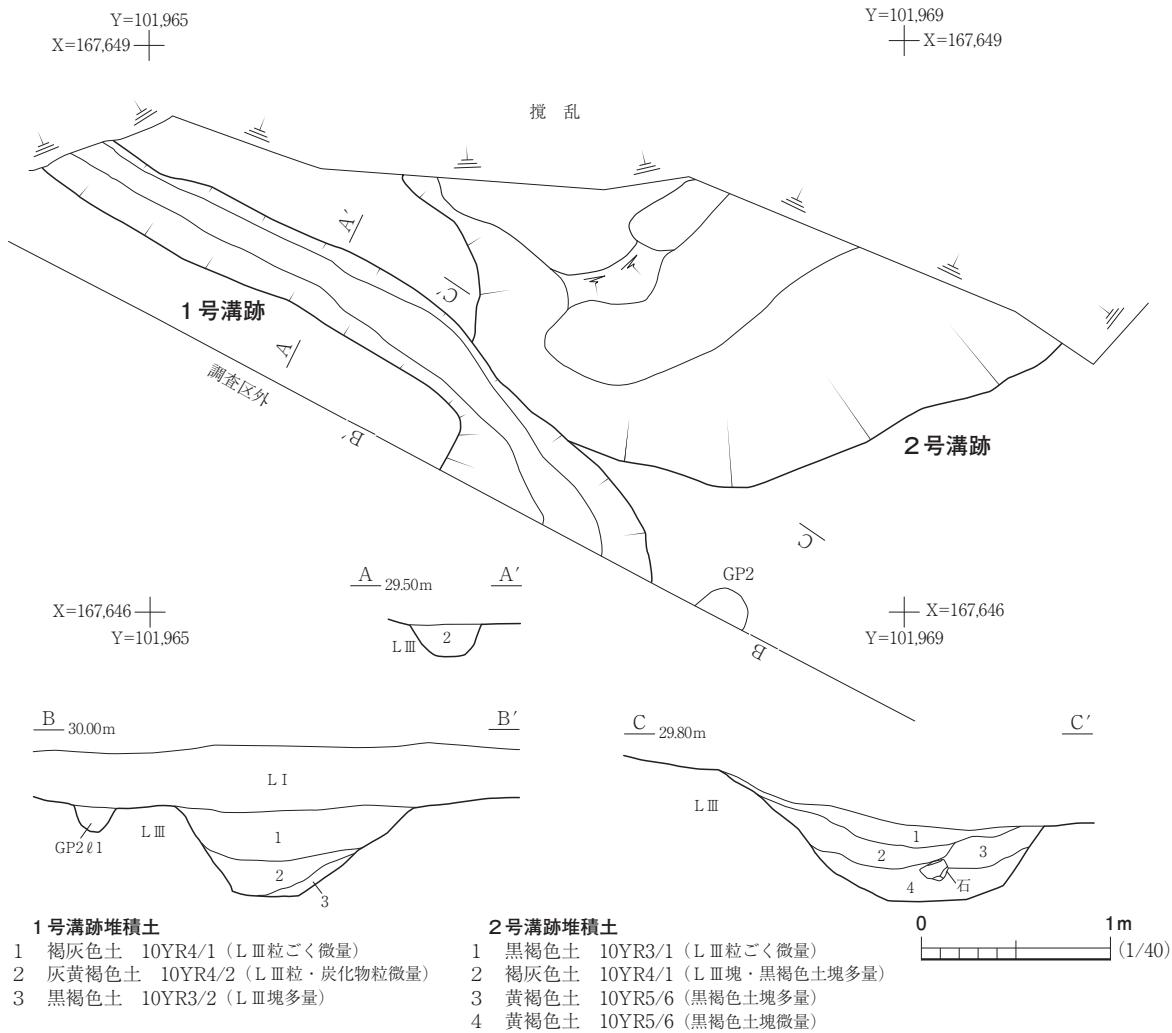


図13 1・2号溝跡

乱土と黒褐色土が混合した範囲として確認された。搅乱と判断し掘り下げたところ、土師器を含む黒褐色土の範囲が再確認され、北と北東が調査区外に延びることから溝跡として調査を行った。

本溝跡は、南側にふくらみながら東-西方向に延びる。規模は、長さが遺存値で367cm、幅は遺存値で154cm、深さは最大81cmを測る。壁は、いずれも急な角度で立ち上がる。底面は、北端部にわずかな高まりが認められた。

遺構内堆積土は4層に分けられた。 ℓ 1は黒褐色土で、L III粒をごく微量に含む。 ℓ 2は褐灰色土で、L III塊や黒褐色土塊を多量に含む。 ℓ 2は土塊を含むことから人為堆積と判断した。 ℓ 3・4は黄褐色土で、黒褐色土塊を含む。L II aとL IIIに由来する土により埋められたものと判断した。 ℓ 1～4の堆積土は、いずれもしまりが弱い。

本溝跡からは土師器3点が出土しているが、いずれも小片のため図示していない。

本溝跡は、東-西方向に延びる。その性格は不明である。所属時期は、出土遺物に土師器が認められることから、概ね古代以降と判断した。

第5節 小穴群 (図14、写真11)

本遺跡では小穴を7基確認した。小穴は、概ね調査区西部のC2グリッドと東部のI6グリッドの2箇所に分布している。検出面はいずれもLIIIで、他遺構との重複は認められない。GP1・2の南半部は調査区外に続いている。

平面形は、楕円形や隅丸長方形、不整形が認められ、規模は長径29~47cm、深さは6~58cmである。堆積土は、LIIaに由来する黒褐色土やLIIbに由来する褐灰色土である。堆積土中にはLIII粒や

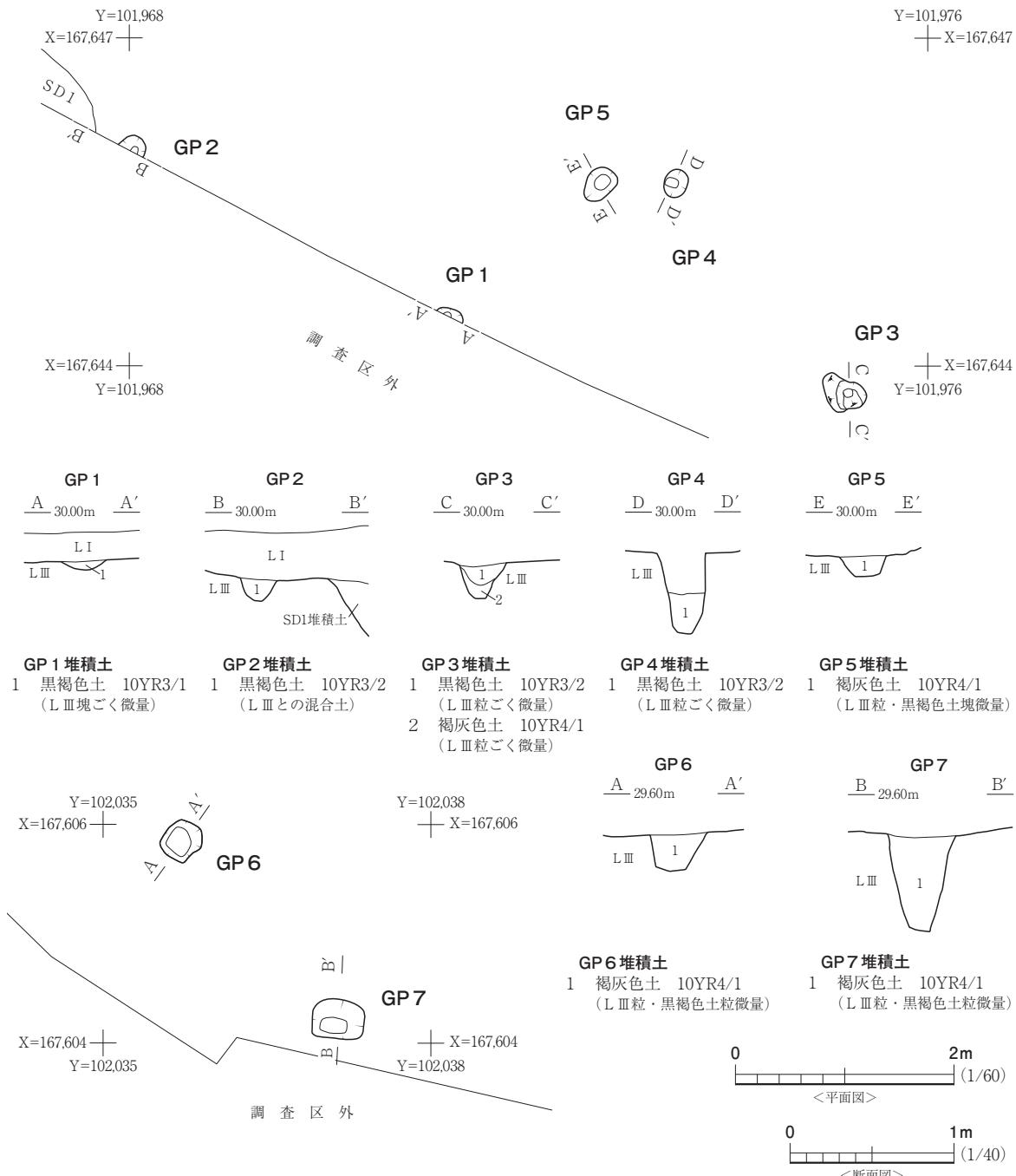


図14 小穴群

黒褐色土粒が含まれている。G P 1～4の堆積土は2号溝跡の ℓ 1に類似する。

G P 6からは土師器が3点出土しているが、いずれも小片のため図示していない。

小穴群の性格は、調査区の幅が狭く、配置に規則性が認められないため不明だが、分布が偏ることや堆積土に共通性が認められることから、掘立柱建物を構成した柱穴が含まれる可能性も考慮される。時期については、G P 6は出土した土師器から概ね古代以降、それ以外は不明である。

第6節 遺構外出土遺物（図15、写真13・14）

遺構外からは、土師器223点、須恵器13点、弥生土器206点、石器・石製品8点、陶磁器20点、銭貨1点が出土し、このうち33点を図示した。表面採集したものやL Iから出土したものが多い。

図15-1～25は弥生土器である。1は鉢の口縁部付近とみられ、幅の広い1本引きの工具により横位の沈線文が施されている。2は鉢、3～5は壺で、いずれも磨消し縄文により文様が施されている。1本引きの工具により、2は重三角文か重菱形文、3は重三角文、4は渦文か同心円文、5は重菱形文が施されている。6・7は鉢、8は壺である。6は口縁端部の直下に横位の沈線文が施されている。7は口縁端部にキザミ、外面に重菱形文、内面の口縁端部直下に2本の沈線が巡らされる。8は外面に渦文か同心円文が認められる。9～16は壺の体部上半から頸部である。9～13の外面には2本同時施文具により文様が施されており、9は肋骨文、10～13は重山形文か重菱形文である。10・11には赤彩が認められる。13は体部の最大径付近とみられ、横位の沈線文を境として、上部に沈線文、下部に地文が施されている。外面には炭化物が顕著に付着している。14・15の外面には3本同時施文具による沈線文が、16の外面には束線具による文様が施されている。17は高杯の脚部である。緩やかな「八」字状に開き、内外面にユビナデが施されたのち、外面には2本同時施文具により重層する横位の沈線文が施されている。長方形の窓が1箇所あり、外面から内面に向かって穿孔されている。18～25は甕である。25を除いていずれも口縁部で、18～23が外傾、24が内湾している。21の内面には、2本同時施文具により縦位の沈線文が認められる。いずれも地文が施されており、18が無節、20が附加条、21が直前段多条である。口縁端部には、18がキザミ、20には縄文が回転施文される。24は地文の上下がナデ消されている。25は体部で、外面に条痕が認められる。

図15-26～29は石器である。26は平基の石鎌である。27は石錐で、腹面の上端部に礫面を残し、下端部には細かい剥離が認められる。28は磨石である。やや扁平な橢円形の礫を用い、両面に広範囲な磨面を持つ。29は、背面の上部に連続した剥離が認められる。

図15-30～32は、近世の陶器である。30は肥前系陶器の皿で、緑青釉が施され、見込みに蛇の目の釉剥ぎが認められる。31は肥前系陶器の小碗で、外面に篆書文が認められる。32は大堀相馬焼の徳利である。薄い灰釉が内外面に施され、口縁部は玉縁状となる。

図15-33は銭貨である。1636～1659年に鑄造された、いわゆる「古寛永通寶」である。（佐藤）

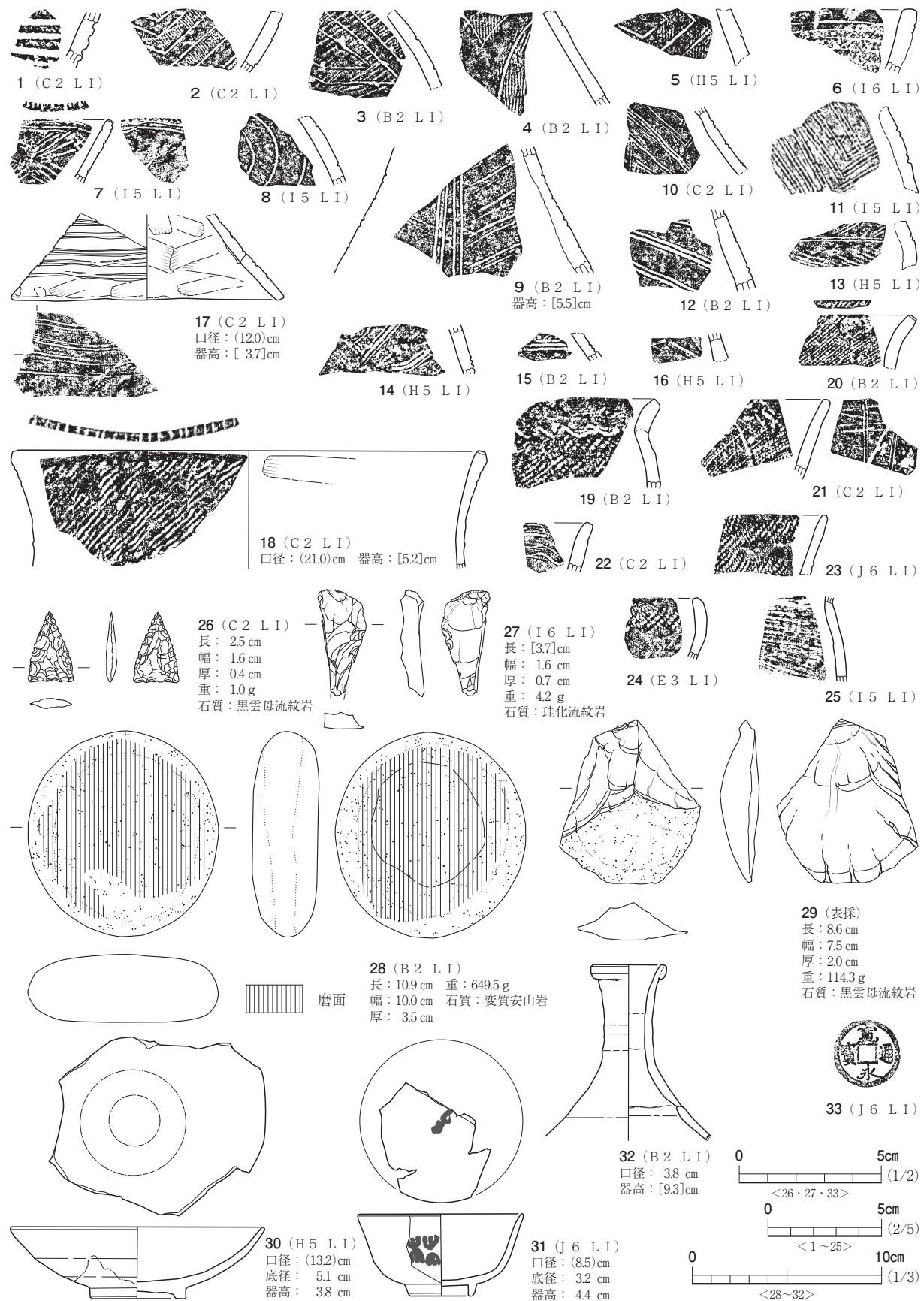


図15 遺構外出土遺物

第2章 総括

今回の谷地遺跡における発掘調査では、住居跡4軒、土坑2基、溝跡2条、小穴7基がみつかった。ここでは時期の確実な遺構や出土遺物の特徴について、当該地域の類例も踏まえながら時系列順に総括していく。

弥生時代の遺物

弥生土器は、前期の1点のほかはいずれも中期中～後葉のもので、以下の4群に分けられる。

第1群 磨消し縄文手法により文様を描くもの。南御山2式、榊形式の範疇で捉えられる。未掲載の破片も含め、14点が出土している(図7-3、図9-2・3、図11-6、図15-2~5)。器種は鉢と壺が認められる。文様には、渦文や重三角文・重菱形文が認められる。

第2群 ヘラ状工具による1本引きの沈線により文様を描くもの。二ツ釜式、陣場式の範疇で捉えられる。未掲載の破片も含め、5点が出土している(図8-2、図15-6~8)。器種は鉢と壺が認められる。文様には、渦文もしくは同心円文、重菱形文が認められる。

第3群 2本同時施文具により文様を描くもの。桜井式の範疇で捉えられる。未掲載の破片も含め、41点と最も多く出土している(図7-4、図9-4~6、図11-7、図15-9~13・17・21)。器種は壺が多く、ほかに甕や高杯が認められる。壺の体部上半の文様は重山形文・重菱形文が多く、他に肋骨文がみられる。高杯の脚部には長方形の窓が認められ、類例には檜葉町天神原遺跡(山内1974)やいわき市久世原館・番匠地遺跡(高島ほか1993)が挙げられる。

第4群 3本同時施文具、束線具により文様を描くもの。天神原式の範疇で捉えられる。4点が出土している(図7-5、図15-14~16)。器種は壺・甕が認められる。

本遺跡の弥生土器は、前期のほか、中期中葉(第1・2群)から中期後葉(第3・4群)まで認められ、後葉では第4群(天神原式)に対して第3群(桜井式)の出土数が卓越する状況が認められた。中葉から後葉にかけての土器が出土する遺跡は、浪江町上ノ原遺跡・鹿屋敷遺跡、双葉町南迫遺跡、富岡町毛萱遺跡、檜葉町天神原遺跡・美シ森B遺跡があり、当地域の状況と共通する。桜井式と天神原式については、遺物包含層や遺構内の共伴関係から同時併行の型式とし、浜通り地域の北部に桜井式、南部に天神原式という分布圏が想定され(大竹ほか1993、吉田1996、鈴木1996)、浪江町や双葉町周辺は桜井式の分布範囲とする指摘がある(吉田1996)。本遺跡の出土比率は桜井式(第3群)が多く、上記の分布範囲と整合的である。

地文が施される土器は未掲載を含め61点で確認でき、内訳は多い順から附加条が21点、直前段多条と無節が各8点、単節・撲糸が各2点、細縄文が1点、磨耗などにより不明のものが19点である。縄文以外では、条痕が1点である。本遺跡の附加条・直前段多条が多くを占める状況は、南相馬市桜井遺跡、双葉町後迫B遺跡、檜葉町天神原遺跡の様相と同様の傾向を示している。

石器では、打製の石鋤、石鎌、石錐、石核が認められる。未掲載の石器も含めると赤玉製の剥片

が多く、石核があることから、遺跡内に搬入した赤玉の原石を割り、薄く扁平な素材剥片を加工し、石器を製作していたとみられる。

西台の丘陵頂部の遺跡を概観すると、台遺跡や西台遺跡で弥生土器が採集されている。本遺跡の立地は、当該地域の中期の遺跡と共に通しており、調査区外に集落が形成されていた可能性がある。

奈良時代の遺構と遺物

住居跡3軒が確認されており、丘陵の南縁に集落が形成されたとみられる。カマドは1号住居跡の西壁に認められた。各住居跡からは、図7-1、図8-1、図11-1~3に示した非口クロ成形で黒色処理を施した杯が出土しており、ロクロ成形の土師器は出土していない。以上の特徴から、時期は8世紀が主体とみられる。棚塙丘陵では近年、多くの遺跡が発掘調査されており、本遺跡の他にも奈良時代の集落跡が複数確認されている(鹿屋敷遺跡、植畠遺跡、弥平迫遺跡)。

江戸時代の遺物

少数の遺物が出土している。図15-32の大堀相馬焼の徳利は、19世紀前~中葉(関根1999)、図15-30の肥前系陶器の皿は17世紀末~18世紀代(大橋1993)、図15-31の小椀は19世紀代(堀内1998)、図15-33は1636~1659年に鋳造された「古寛永通寶」である。江戸時代の西台村には浜街道が縦貫し、本遺跡の北側に隣接していたとされる。また、『奥相志』の西台村谷地の地目は「田畠」とされる。これらの陶器や銭貨は、浜街道や畠作に伴う遺物の可能性がある。 (佐藤)

引用・参考文献

- 大竹憲治ほか 1993『双葉・陳場沢弥生遺跡の研究』双葉町教育委員会
大竹憲治ほか 1994『南迫遺跡』双葉町教育委員会
大橋康二 1993『肥前陶磁』考古学ライブラリー 55 ニュー・サイエンス社
加藤 学 2023「浜通り地方における石刃石器群」『福島考古』第65号 福島県考古学会
木村直之ほか 2024「第5節 一般県道浪江鹿島線整備事業」『東日本大震災復興関連遺跡調査報告10』福島県教育委員会
鈴木 源 1996「天神原式土器の再検討」『標葉文化論究』小野田禮常先生頌寿記念論集刊行会
関根達人 1999「相馬焼研究の現状と課題」『相馬のやきもの』野馬追いの里原町市立博物館
竹島國基編 1992『桜井』福島県立博物館
高島好一ほか 1993『久世原館・番匠地遺跡』いわき市教育委員会 財団法人いわき市教育文化事業団
高橋信一ほか 1997『NTC 遺跡発掘調査報告』福島県教育委員会 財団法人福島県文化センター
東京帝國大学編 1928『日本石器時代遺物發見地名表』第五版
浪江町史編纂委員会 1974『浪江町史』浪江町
能登谷宣康ほか 2022『県道広野小高線関連遺跡発掘調査報告3』福島県教育委員会 公益財団法人福島県文化振興財団
藤原妃敏・田中敏編 2003『福島県相双地域の弥生時代遺跡』福島県立博物館
福島県教育委員会 1985『歴史の道』調査報告書 浜街道
堀内秀樹 1998「消費遺跡出土陶磁器類の編年について」『東北地方の在地土器・陶磁器II』東北中世考古学会
馬目順一 1972『毛葺遺跡』南奥考古学研究所叢書刊行会
山内幹夫 1974「楢葉町天神原遺跡出土の弥生式土器の紹介」『考古ならは』第三号 楢葉郷土史研究会
山田 廣 1989『鹿屋敷遺跡発掘調査報告』浪江町教育委員会
吉田秀享 1996「弥生時代の主体的土器と客体的土器について」『論集しのぶ考古』論集しのぶ考古刊行会
吉岡恭平ほか 2022『復興まちづくり地区公共施(幾世橋地区)整備事業 植畠遺跡』浪江町教育委員会 株式会社イビソク
吉岡恭平ほか 2023『浪江町畜産施設整備事業 弥平迫遺跡第1次発掘調査』浪江町教育委員会 株式会社パスコ

写 真 図 版



1 遺跡遠景（北から）



2 遺跡近景（北西から）



3 遺跡全景ほか

a 遺跡全景（真上から）
 b 1～3号住居跡検出（北西から）
 c 調査前現況（北西から）



4 基本土層

a 基本土層①（北東から） b 基本土層②（北東から）
 c 基本土層⑤（北東から） d 基本土層⑥（北東から）



5 1号住居跡全景（北西から）



6 1号住居跡細部

a 断面（北西から）
b 断面（北から）
c 磚出土状況（北西から）
d 挖形断面（北西から）



7 2号住居跡



8 3号住居跡



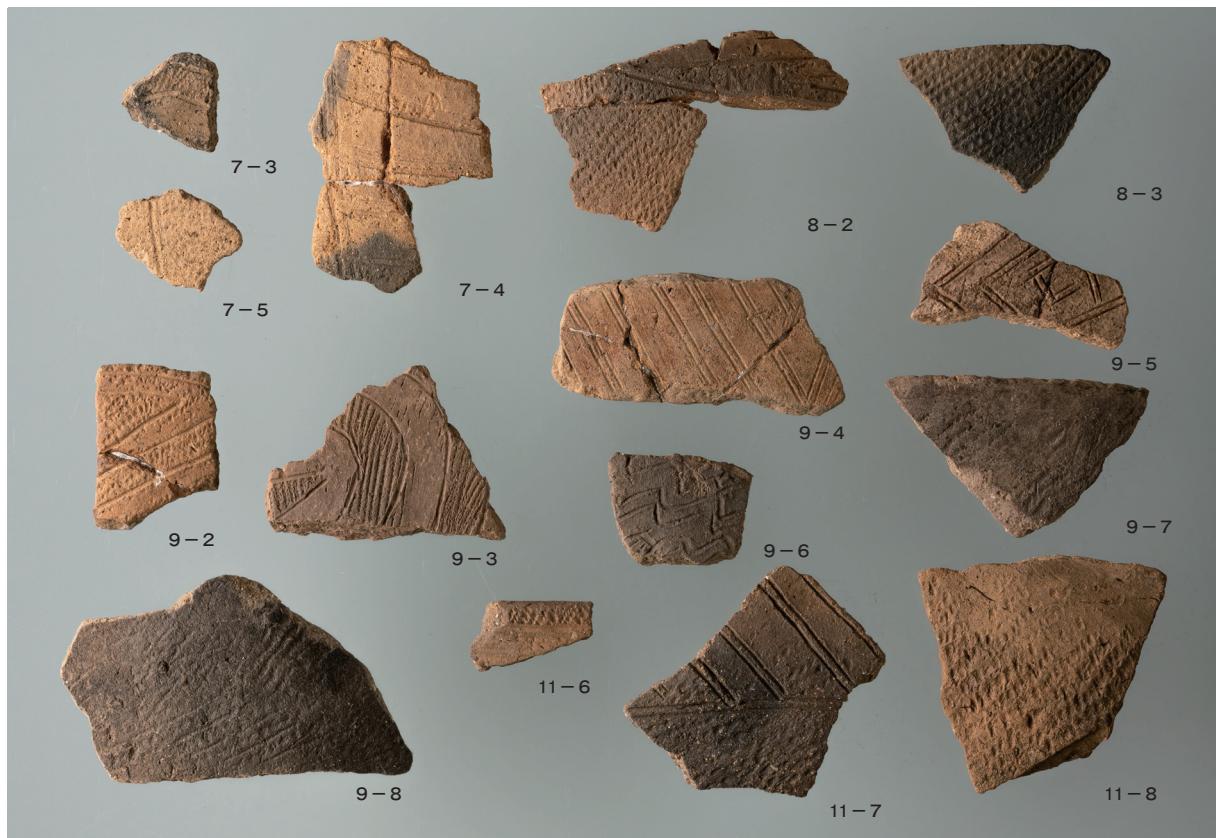
9 4号住居跡全景（北東から）



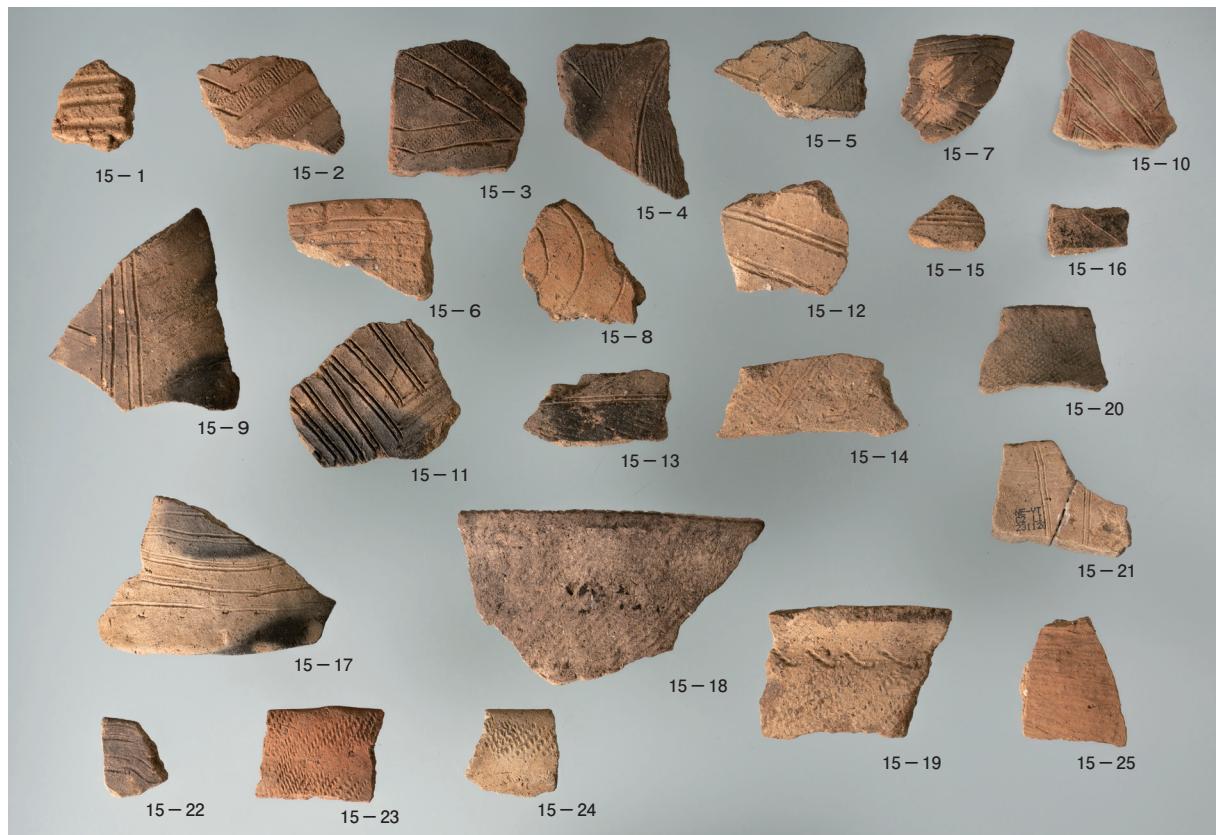
10 4号住居跡細部

a 断面（北から）
b 検出（東から）
c 張り出し全景（北から）

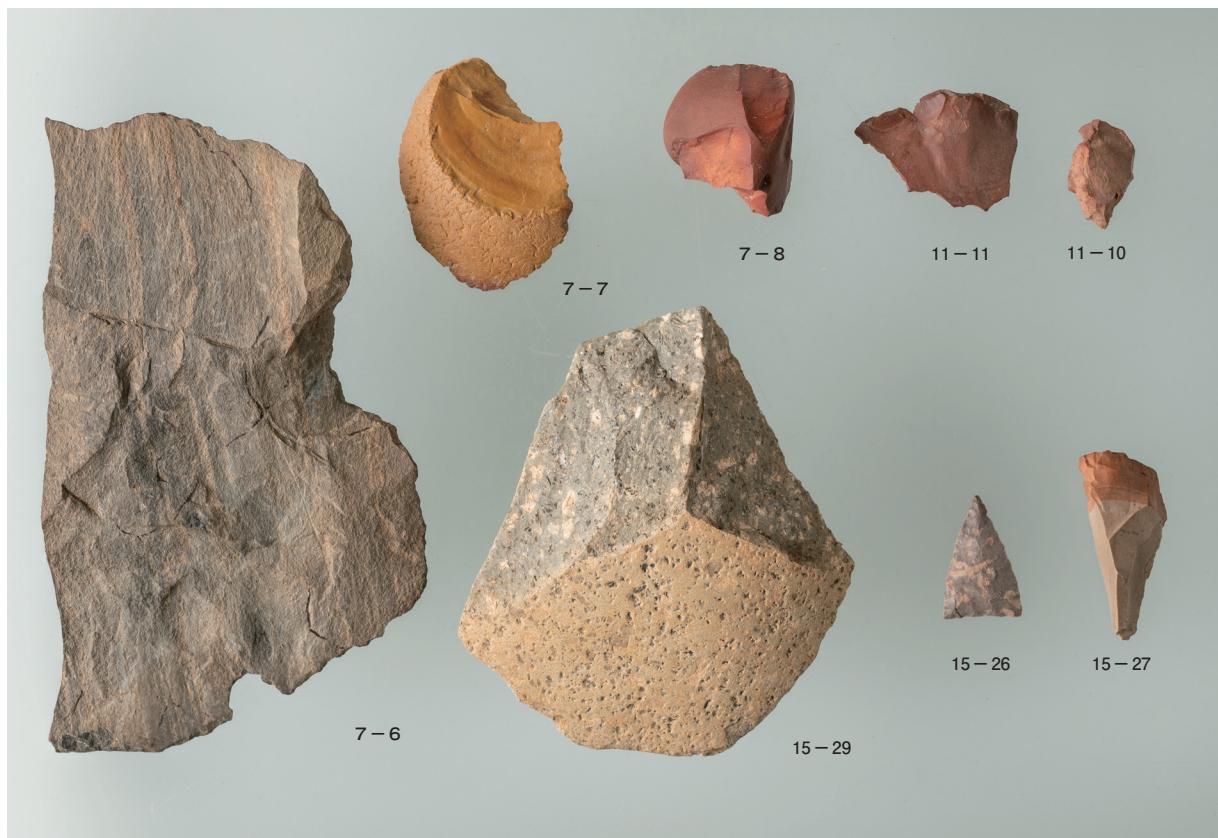




12 弥生土器（1）



13 弥生土器（2）



14 石器



15 土師器・須惠器

報 告 書 抄 錄

福島県文化財調査報告書第566集

県道浪江鹿島線関連遺跡発掘調査報告 2

や ち 谷 地 遺 跡

令和6年12月19日発行

編 集 公益財団法人福島県文化振興財団 遺跡調査部 (〒960-8113)福島県福島市旭町7-7
発 行 福島県教育委員会 (〒960-8688)福島県福島市杉妻町2-16
公益財団法人福島県文化振興財団 (〒960-8116)福島県福島市春日町5-54
福島県土木部 (〒960-8670)福島県福島市杉妻町2-16
印 刷 株式会社山川印刷所 (〒960-2153)福島県福島市庄野字清水尻1-10
